

機密性 2

令和 7 年 5 月 2 9 日開催

調停委員協議会机上配布資料目録

- 1 調停委員協議会日程
- 2 令和 7 年度調停委員協議会協議員等名簿
- 3 令和 7 年度調停委員協議会協議問題
- 4 民事局長説明
- 5 家庭局長説明
- 6 令和 6 年度調停事件統計資料
- 7 令和 6 年度調停委員協議会机上配布資料（統計資料）についてのお詫びと訂正

調 停 委 員 協 議 会 日 程

時 刻	項 目
10:30	開会告知 事務総長挨拶
10:40	協議（民事調停関係）
）	協議事項 1 民事調停におけるウェブ会議の利用状況並びにウェブ会議の活用を踏まえた民事調停の質及び利便性向上に向けた工夫等 協議事項 2 民事調停の利用を促進する広報活動
12:00	休憩
）	
13:30	協議（家事調停関係）
）	協議事項 1 期日間隔短縮に向けた取組の更なる推進と調停委員が果たすべき役割
14:40	休憩
）	
14:55	協議（家事調停関係）
）	協議事項 2 改正家族法施行前の調停運営において留意すべき事項及び施行に向けた準備の在り方
16:10	閉会告知

令和7年度調停委員協議会協議員等名簿

1 協議員

東京地方裁判所	民事調停委員	入澤武久
東京家庭裁判所	家事調停委員	平野茂
横浜地方裁判所	民事調停委員	安達信
横浜家庭裁判所	家事調停委員	清水圭一
さいたま地方裁判所	民事調停委員	菅純一
さいたま家庭裁判所	家事調停委員	牧野丘
千葉地方裁判所	民事調停委員	中上川久哉
千葉家庭裁判所	家事調停委員	茂木良徳
水戸地方裁判所	民事調停委員	富澤誠
水戸家庭裁判所	家事調停委員	五島裕輔
宇都宮地方裁判所	民事調停委員	平野浩視
宇都宮家庭裁判所	家事調停委員	若挾昌稔
前橋地方裁判所	民事調停委員	高木祥充
前橋家庭裁判所	家事調停委員	橋爪健
静岡地方裁判所	民事調停委員	榛葉隆雄
甲府地方裁判所	民事調停委員	村松滝夫
甲府家庭裁判所	家事調停委員	近藤利明
長野地方裁判所	民事調停委員	高橋聖明
長野家庭裁判所	家事調停委員	木下伸二
新潟地方裁判所	民事調停委員	菊池弘之
新潟家庭裁判所	家事調停委員	田村明子
大阪地方裁判所	民事調停委員	山下郁夫
大阪家庭裁判所	家事調停委員	神谷尚孝

京都地方裁判所	民事調停委員	谷山智光
京都家庭裁判所	家事調停委員	拾井央雄
神戸地方裁判所	民事調停委員	泰地昭男
神戸家庭裁判所	家事調停委員	亘賢子
奈良家庭裁判所	家事調停委員	金丸早智子
大津地方裁判所	民事調停委員	三宅純也
大津家庭裁判所	家事調停委員	梅下浩也
和歌山地方裁判所	民事調停委員	多部美穂
和歌山家庭裁判所	家事調停委員	小原智津
名古屋地方裁判所	民事調停委員	小池公一
名古屋家庭裁判所	家事調停委員	竹内裕詞
津地方裁判所	民事調停委員	梅村啓之
津家庭裁判所	家事調停委員	濱口昇
岐阜地方裁判所	民事調停委員	和田恵
岐阜家庭裁判所	家事調停委員	今尾大祐
福井地方裁判所	民事調停委員	海道宏実
金沢地方裁判所	民事調停委員	喜田一二
金沢家庭裁判所	家事調停委員	吉村和正
富山地方裁判所	民事調停委員	青島明生
広島地方裁判所	民事調停委員	井上道
広島家庭裁判所	家事調停委員	前川秀雅
山口地方裁判所	民事調停委員	小林直樹
山口家庭裁判所	家事調停委員	岡本栄
岡山地方裁判所	民事調停委員	室紀子
岡山家庭裁判所	家事調停委員	奥田哲也
鳥取地方裁判所	民事調停委員	中西康裕

鳥取家庭裁判所	家事調停委員	石田節子
松江地方裁判所	民事調停委員	熱田雅夫
福岡地方裁判所	民事調停委員	田口直樹
福岡家庭裁判所	家事調停委員	廣重良二
佐賀地方裁判所	民事調停委員	鯉川美加
佐賀家庭裁判所	家事調停委員	吉川千鶴子
長崎地方裁判所	民事調停委員	生田昭人
長崎家庭裁判所	家事調停委員	板倉ひとみ
大分地方裁判所	民事調停委員	寺司憲生
大分家庭裁判所	家事調停委員	渡邊範幸
熊本地方裁判所	民事調停委員	池田忠次
熊本家庭裁判所	家事調停委員	津田利信
鹿児島地方裁判所	民事調停委員	小園和人
鹿児島家庭裁判所	家事調停委員	河野剛晴
宮崎地方裁判所	民事調停委員	毛利朋美
宮崎家庭裁判所	家事調停委員	中島多津雄
那覇地方裁判所	民事調停委員	平良卓也
那覇家庭裁判所	家事調停委員	川見園子
仙台地方裁判所	民事調停委員	中井川英
仙台家庭裁判所	家事調停委員	須田直樹
福島地方裁判所	民事調停委員	宍戸宏行
福島家庭裁判所	家事調停委員	佐藤暢昭
山形地方裁判所	民事調停委員	安孫子俊彦
盛岡地方裁判所	民事調停委員	土橋一郎
盛岡家庭裁判所	家事調停委員	北條俊一
秋田地方裁判所	民事調停委員	大淵英悦

秋田家庭裁判所	家事調停委員	川名由輝夫
青森地方裁判所	民事調停委員	沼田徹
札幌地方裁判所	民事調停委員	毛利節
札幌家庭裁判所	家事調停委員	源波幹文
函館地方裁判所	民事調停委員	本間芳樹
函館家庭裁判所	家事調停委員	小山雅子
旭川地方裁判所	民事調停委員	村上博樹
旭川家庭裁判所	家事調停委員	小門睦子
釧路地方裁判所	民事調停委員	得地哉
釧路家庭裁判所	家事調停委員	高田直子
高松地方裁判所	民事調停委員	森渉
高松家庭裁判所	家事調停委員	島川千里
徳島地方裁判所	民事調停委員	原田あかね
徳島家庭裁判所	家事調停委員	空田和広
高知地方裁判所	民事調停委員	加藤敏仁
高知家庭裁判所	家事調停委員	藤原建次
松山地方裁判所	民事調停委員	真鍋敬市
松山家庭裁判所	家事調停委員	馬場ゆかり

2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総長	氏本厚司
最高裁判所事務総局民事局長	福田千恵子
最高裁判所事務総局家庭局長	馬渡直史
最高裁判所事務総局民事局第二課長	松原経正
最高裁判所事務総局家庭局第二課長	遠藤圭一郎

3 参列員（裁判所）

東京簡易裁判所判事	佐野寛次
東京家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	倉崎俊和
大阪簡易裁判所主任書記官	砂原有香里
大阪家庭裁判所部総括判事	濱谷由紀
大阪家庭裁判所次席書記官	藤澤和行

4 参列員（日本調停協会連合会）

日本調停協会連合会理事長	大澤英雄
日本調停協会連合会副理事長	石井妙子

令和7年度調停委員協議会協議問題

第1 民事調停関係

1 協議問題

(1) 民事調停におけるウェブ会議の利用状況並びにウェブ会議の活用を踏まえた民事調停の質及び利便性向上に向けた工夫等

ア ウェブ会議の実施状況、調停委員としての感想、当事者の受け止め、ウェブ会議を利用する際の懸念事項等

イ ウェブ会議の効果的な活用場面並びに民事調停の質及び利便性向上に向けた工夫例等

(2) 民事調停の利用を促進する広報活動

ア 各庁における広報活動の取組状況や実情等

イ 民事調停の利用を促進する広報活動を実施するために効果的と考えられる取組や工夫例、広報活動の種類や対象別の留意点等

2 協議時間

80分を目安とする。

3 出題理由

(1) 民事調停におけるウェブ会議について

民事調停については、前回までの調停委員協議会において、調停運営改善をテーマにした議論を行い、利用者のニーズに応じたメリハリある調停運営が重要であり、具体的な調停の運営にあたっては、調停委員が裁判官・書記官との間で、争点や聴取すべきポイント、解決の方向性のほか、注意を要すべき当事者に関する情報等について、共有して手続を進めることが重要であること等が確認された。こうした調停運営改善の取組は広く浸透し、各庁において一定の成果を挙げているものと思われるが、民事調停の事件数は減少

傾向が続いているところであり、国民が民事調停による解決に適した紛争について適切に民事調停という手段を選択できるように、調停運営の質を向上させる工夫とともに、民事調停の利便性を向上させる取組も必要であると考えられる。

令和10年6月までに予定される民事調停の全面デジタル化においては、申立ての電子化等が実現され、データの活用等による合理化・効率化により、民事調停の質を向上させるとともに手続の利便性を向上させることが期待されるが、令和6年7月までに運用を開始したウェブ会議の活用もデジタル化の一環として、効果的な活用を検討する必要がある。

令和6年度の調停委員協議会においても、ウェブ会議について議論をしたところであるが、運用開始直前または直後であったこともあり、全国の簡易裁判所でウェブ会議の運用を開始した後、あらためてその活用の実情や利便性を高めるための工夫等について検討する必要がある。そこで、民事調停におけるウェブ会議の利用状況（利用が進んでいないとすれば何があい路になっているのか）、メリット・懸念事項、効果的な活用の場面や工夫例等について議論したい。

(2) 民事調停の利用を促進する広報活動について

上記のとおり、民事調停は、調停運営の改善の取組にも関わらず、利用件数の減少傾向が続いている。そのため、民事調停の運営改善だけでなく、民事調停の魅力を積極的に発信することも不可欠であり、広報の在り方について議論する必要がある。民事調停の広報活動に関しては、最高裁から日本調停協会連合会に委嘱して、各調停協会が主催する調停手続相談会や裁判所が

行う調停制度説明会などがあるほか、最近では、東京簡裁と最高裁が共同で広報動画を作成し最高裁ウェブサイト、Youtube 及び最高裁公式 X 等に掲載しており、調停を題材とした落語を利用した広報といった新しい取組みも報告されている。

効果的な広報の工夫として、広報活動の対象については、民事調停の一般的な認知度の向上を目指して市民全般を対象として、説明会やメディアを利用するものが多いと思われるが、集客が見込まれる行事等にタイミングをあわせて説明会を開催したり、市民が抱える法的問題に直接関わっている行政機関相談担当者及び資格団体等や、弁護士などの法律家を対象とすることも考えられる。また、発信する内容については、調停手続の制度説明に留まらず、ウェブ会議等の活用等による利便性の向上に関する情報等も加えることも考えられる。

各種機関の相談員が、本来は民事調停による解決が見込める案件の相談を受けたとしても、これをうまく民事調停に繋げることが出来ていないという実情も聞かれるところであり、相談員が民事調停に適した事案を選別できるように、広報にあたっては、民事調停が有効な事案の類型を具体的に説明するなど、各種相談窓口に来る相談者等の具体的なニーズを民事調停に繋いで、手続の利用を促進する工夫を検討していくことがより一層必要になると思われる。

民事調停の広報については、令和元年度の調停運営協議会で議題とされて以降、近年はまとまった議論はなく、調停委員協議会でも取り上げていないため、各庁の実情や工夫例を共有するとともに、限られた資源の中で、効果

的に広報効果を上げるためのアイデアや工夫等について議論することにより、各庁における今後の更なる取組を後押ししたい。

第2 家事調停関係

1 協議問題

(1) 期日間隔短縮に向けた取組の更なる推進と調停委員が果たすべき役割

ア 各庁において実践している期日間隔短縮の具体的取組及び調停委員が主体的に実践すべき事案・手続段階

イ 期日間隔短縮に向けた取組を実践することに対する調停委員の受け止め。

また、調停委員として、定着・進展が困難な取組の有無及びその要因

ウ イの要因に対応するための具体的方策及び既に実践している場合はその状況

(2) 改正家族法施行前の調停運営において留意すべき事項及び施行に向けた準備の在り方

ア 改正家族法施行前に、調停運営に生じている影響

イ アに適切に対応するための職種間の情報共有の在り方

ウ 改正家族法の理解を促進するための方策

2 協議時間

160分を目安とする。

3 出題理由

(1) 期日間隔の短縮に向けた取組について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として、調停運営改善の取組が開始され、現在も、各庁で検討・実践が進められている。

しかし、コロナ禍前を通じたより長期的な視点からは、審理期間の長期化

傾向が継続していることに加え、令和8年5月までに予定されている改正家族法の施行を見据え、外部からも、現状の家事調停事件の平均審理期間及び平均期日間隔の長さについて強い懸念があるとの指摘もあることから、期日間隔の短縮は改正法の施行までに相応の結果を出すべき喫緊の課題となっている。

こうした観点から、令和6年度に実施した調停委員協議会においては、期日間隔が長期化する要因やその対策、調停運営協議会においては、期日間隔を適切なものとするために各庁において実践している具体的方策等について取り上げ、協議を重ねてきた。特に、調停運営協議会においては、当事者と調停の時間枠を共有する等の心理的要因への対応をはじめとし、二期日指定、午後二枠制の活用、開廷曜日や開始時間の柔軟な設定等の続行期日指定場面における取組等が報告されており、調停委員が担う期日調整等の場面も含め、各庁において様々な取組が始められ、既に一定の効果が始めている庁も見られるところである。

一方で、各調停委員が期日間隔短縮の意義を十分に理解した上で様々な取組を効果的に実践できているかについては、庁や委員によって差があることがうかがわれる。また、報告された具体的方策の中でも、効果的に機能している取組や、工夫・改善が重ねられている取組がある一方、十分に機能していない取組や、実践に当たりあい路が生じている取組もあることがうかがわれ、実際に取組を進める上での課題も明らかになりつつあるのではないかと思われる。

本取組を更に進め、実効性のある仕組みとして定着させるには、取組の意

義を一層浸透させるとともに、取組を実践する中で課題を抽出・分析した上で、それらの課題を解消し、具体的な成果に結びつけるための方策を検討することが必要となる。

そこで、本協議会においては、各庁における期日間隔の短縮に向けた取組の現状や、取組についての調停委員（協議員自身に限るものでなく、例えば、経験年数の少ない調停委員等）の受け止めを共有していただくとともに、意見交換を通じて調停委員に本取組の意義を十分に理解してもらうことを一つの狙いとしたい。その上で、取組を実践する上で支障となる点や、明らかになった課題等を深掘りし、それを解消するための方策について協議していただきたい。

（２）「民法等の一部を改正する法律」について

「民法等の一部を改正する法律」が令和６年５月２４日に公布され、令和８年５月までに施行される予定である。改正法により、離婚後の親権者について父母双方を親権者とすることが可能となることや、特定事項に係る親権行使者の指定に関する紛争が家事調停、審判事件の新たな類型として加わったこと、法定養育費制度の導入、親子交流の試行的実施や父母以外の親族（祖父母等）と子との交流に関する規律等が整備されたことなどにより、家事調停の手続、審理運営の在り方にも大きな影響が生じる。

家族や家庭に関する基本法制が大きな変革期にある中、家庭裁判所に対する期待がますます高まっているところ、改正法の施行を控えた現時点においても、既に調停運営に当たり、当事者から改正法の内容を尋ねられたり、改正法施行を見据えた合意をしたい、更には改正法が施行されるまでは合意に

応じないなどの意向が示されたりする等、少なからず影響が生じているものと考えられる。特に、調停運営のフロントラインに立つ調停委員においては、今後、上記のような当事者の意向等に直面する機会が増加することが想定される。こうした問題意識を踏まえ、当事者から、改正法の施行を見据えた調停運営に対する質問や要望があった場合の対応方針（当事者への説明用ツールの活用等も含む）や、対応に当たっての関係職種との情報共有の在り方等について御紹介いただき、各庁の実情や工夫例等を共有したい。

併せて、家庭局においても、各庁で適切な研修を実施することが可能となるよう、研修資料等を順次提供する予定であるところ、本協議会までの間に、所属庁において、実際に改正法に関する研修を実施したり、裁判官等と調停委員との間で改正法施行に向けた準備事項等について意見交換をしたりしていれば、その状況についてお聞きするとともに、改正法が施行された後も、改正法の趣旨・内容を踏まえた調停運営を、継続してブラッシュアップしていくには、どのような方策が考えられるか、各庁の主催による研修だけでなく、調停協会の主催する自主研修の実情も踏まえて協議していただきたい。なお、本協議会においても、家庭局から、法改正の概要のポイントを説明し、令和7年1月から2月に各高裁で実施されている家事事件担当裁判官等協議会における協議結果等を紹介しながら、法改正の内容自体についての理解を深めていただく場とも位置付けたい。

民事局長説明

1 民事調停事件の概況について

全国の裁判所における民事調停事件の新受件数は、調停事件統計資料第 1 表のとおり近年概ね減少傾向にある中、令和 6 年は 3 万 0 2 1 1 件となっている。また、事件の終局状況は、同資料第 9 表のとおりであり、調停成立と調停に代わる決定による終局割合は年によって変動があるものの、近年はこれらを合計した実質的な紛争解決率は引き続き 6 割を超えている。また、同資料第 10 表のとおり、平均審理期間も安定した状況にある。これらの結果は、本日御出席の皆様方を中心とした調停委員の皆様の日頃の御尽力のたまものである。この場をお借りして改めて感謝申し上げる。

2 民事調停の運営について

民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性や非公開性、手続費用の低廉性、法的観点の反映、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有する手続である。民事調停の事件数が、上記のとおり減少傾向にある中、民事調停が、これからも紛争解決手続として国民から選ばれ続けていくためには、これらの利点を活かすとともに、利用者のニーズ等を踏まえたメリハリある調停運営を行い、合理的な審理期間で、当事者にとって納得度の高い紛争解決方法を提供することが求められていることはもちろん、民事調停の利便性をさらに向上させつつ、そのような民事調停手続が有する利便性や利点を国民に適切に発信していく必要がある。この点、昨年 5 月から 7 月までの間に簡易裁判所の調停手続においてもウェブ会議の運用を開始したところ、ウェブ会議を利用した調停手続は、利用者の利便性を更に向上させ、紛争解決に資する効果的で質の高い調停運営に繋がるものであり、全国的な運用の定着が望まれる。また、民事調停の利便性等の魅力適切に国民に発信していくために、これまでも各庁において民事調停制度の広報活動に努められてきたところと承知しているが、情報化社会が進展し、広報のための媒体や方法が多様化

する状況下において、限られた資源の中で高い広報効果を上げるための広報の在り方についても改めて考える必要があると思われる。

このような問題意識を踏まえ、本日は、全国から、指導的な役割を果たしている調停委員の方々に御出席いただき、①ウェブ会議の利用状況並びにその活用を踏まえた調停の質及び利便性向上に向けた工夫と、②民事調停の利用を促進する広報活動について協議していただくこととした。本協議会においては、各庁におけるウェブ会議の利用の実情を踏まえて、ウェブ会議の効果的な活用の在り方等についての積極的な情報共有や意見交換を行っていただく予定であり、これを相応しい事件・範囲における更なる活用につなげていく機会としていただきたい。また、民事調停の広報活動の実情や工夫例を共有し、各庁における民事調停の利用促進のための今後の取組に活かしていただきたい。本日の成果については、各高等裁判所でこの秋に実施が予定される調停運営協議会の機会なども利用し、各庁の調停委員の皆様へ還元をお願いしたいと考えている。

なお、調停制度が、利用者にとって身近な手続として、その発足以降我が国の紛争解決制度の一翼を担い、国民から高い信頼と評価を受けてきたのは、皆様を始めとする調停委員の方々が、一つ一つの事件において当事者の声に真摯に耳を傾け、紛争を解決することで調停制度の発展に尽力してこられたからこそである。裁判所としては、今後も、調停制度が国民の期待に応え、更に発展していくよう、調停運営の改善に向けて力を尽くす所存であるので、皆様にも、引き続き、民事調停手続の適切な運営と更なる発展のため、御協力いただきたい。

家庭局長説明

1 家事調停事件の概況について

家事調停事件の新受件数は、調停事件統計資料第1表のとおり、令和3年までは13万件から14万件程度で推移していた。令和4年は約12万3,000件と減少したが、令和5年は約12万6,000件、令和6年は約12万8,000件と再び増加傾向にあり、国民の家事調停に対するニーズの高さを示しているといえる。

既済事件については、第16表によれば、令和6年の調停成立率は45.7パーセントと、50パーセントを下回っているが、他方で、第18表によれば、調停に代わる審判により終局した件数は、年々増加傾向にあり、令和2年に比べ約1.6倍に増加している。調停に代わる審判がされた事件の9割近くが異議申立てなく確定していることからすれば、当事者間で実質的な合意には至っているものの、当事者の出頭の負担への配慮等も踏まえて調停に代わる審判を活用するなど、利用者の多様なニーズをきめ細やかに取り入れながら、事案に即した実質的な解決を図ろうとする調停運営の工夫が重ねられていることが見て取れる。また、第20表の平均審理期間についてみると、令和6年の既済事件の平均審理期間は、7.2か月となっており、令和3年と比較して0.2か月短縮した。こうした結果は、調停委員の皆様が、調停運営の在り方を見つめ直し改善していく取組について御協力、御尽力くださった結果と考えており、改めて感謝申し上げます。

もっとも、全調停事件の既済事件の平均審理期間は、令和4年度から横ばいであり、コロナ禍前を通じたより長期的な観点からすれば、長期化傾向は続いている。とりわけ、調停の期日間隔が全国的に長期化していることは、深刻な問題であると考えており、調停の利用者、ひいては国民のニーズから乖離したものになっていないかという観点から現状を

見つめ直し、対策を講じていくことが求められている。

2 家事調停の運営について

調停委員の皆様におかれては、当事者と誠実に向き合い、真摯に事件に取り組み、調停運営のための工夫を重ねてきていただいていると承知している。とりわけ、期日間隔短縮化の取組は、昨年度開催された調停委員協議会において、期日間隔が長期化する要因やその対策について、調停運営協議会において、各庁で実践されている具体的方策等についてそれぞれ協議していただき、調停委員の皆様がこの取組に積極的に参画していただいていることを実感した。一方で、実際に取組を進める上での課題も明らかになりつつあると考えている。令和8年5月までに、離婚後の親権者に関する規律の見直しを始めとする「民法等の一部を改正する法律」（改正法）の施行を控える中、家事調停事件の平均期日間隔の長期化傾向が続いている点は大きな課題として指摘されているところであり、今年度は、適切な期日間隔の設定を喫緊の課題として位置付けて実効的な取組を進め、具体的な成果に結びつけていく必要がある。このようなことから、本協議会においては、各庁において調停委員の皆様が実践されている具体的な取組等について協議していただくとともに、取組を実践する上で支障となる点や明らかになった課題等を深掘りし、それを解消し取組をより進めるための方策等についても協議していただきたい。

また、令和8年5月までに施行される予定の改正法により、離婚後の親権者について父母双方を親権者とすることが可能となることや、特定事項に係る親権の行使について父母間の協議が調わない場合に当該事項に係る親権の行使者を裁判所が指定する新たな手続が加わるもののほか、養育費、親子交流（面会交流）、財産分与に関する規律も整備されたこ

とは、家事調停の進め方に大きな影響が生じさせるものと考えられる。既に、調停期日において、当事者から改正法の内容について尋ねられたり、改正法施行を見据えた合意をしたい、改正法が施行されるまで合意に応じない等の意向が示されたりする等、その影響を実感する場面も出てきていると思われる。これらに適切に対応するためには、実際に調停運営担う皆様をはじめとして、関係職員が一丸となって、改正法の趣旨や内容に関する理解を深めていくほか、相互に緊密な連携を図りながら、検討、実践を進めていくことが不可欠である。裁判所としても、改正法施行の前後を通じて皆様に充実した調停運営をしていただけるよう、研修の充実をはじめ、改正法の円滑な施行に向けて必要な取組を推進してまいりたい。本協議会においては、現在の所属庁における準備状況を共有していただくほか、施行に向けて不安な点や裁判所への御要望等を含め、積極的に意見交換していただきたい。

調停制度が100年以上の長きにわたり国民の信頼を得て主要な紛争解決手続として存続してきたのは、調停運営のフロントラインに立つ調停委員の皆様が、利用者のニーズとは何かを常に考え、当事者にとって利用しやすい調停の実践のために力を尽くしてこられた結果である。

家庭を巡る紛争は近年その複雑さを増し、また、家族や家庭に関する基本法制は大きな変革期にある。このような時代において、家庭裁判所に対する期待はますます高まっている。常に利用者のニーズを的確に捉え、納得性の高いサービスを提供し続けるためには、日々、当事者と対面し、その思いに真摯に向き合っておられる調停委員の皆様と忌憚なく意見交換をしながら、更に高みを目指して運営改善のための検討と実践を進めていくことが必要不可欠である。本協議会においては、この検

討・実践の更なる推進のため、様々な観点から、闊達な御議論をしていただきたい。

併せて、本協議会での議論を、今後の調停運営の参考としていただくのはもちろん、所属庁の調停委員の皆様にも還元していただき、各庁における運営改善の取組や実践に役立てていただくよう、御願ひ申し上げます。

1 全調停事件関係

第1表 調停新受事件数

年	区分	調停新受 総件数	民事調停 新受件数	家事調停 新受件数
	平成27年	181,641	40,760	140,881
	平成28年	179,912	39,191	140,721
	平成29年	175,291	35,939	139,352
	平成30年	169,849	34,019	135,830
	令和元年	169,352	32,919	136,433
	令和2年	161,742	30,723	131,019
	令和3年	164,547	31,870	132,677
	令和4年	157,957	34,073	123,884
	令和5年	155,966	29,612	126,354
	令和6年	158,821	30,211	128,610

第2表 調停既済事件数

年	区分	調停既済 総件数	民事調停 既済件数	家事調停 既済件数
	平成27年	177,921	40,263	137,658
	平成28年	178,418	39,635	138,783
	平成29年	173,259	35,988	137,271
	平成30年	168,240	34,112	134,128
	令和元年	163,348	32,758	130,590
	令和2年	155,158	30,730	124,428
	令和3年	172,415	33,105	139,310
	令和4年	160,012	34,463	125,549
	令和5年	154,710	30,213	124,497
	令和6年	157,980	29,674	128,306

第3表 全国裁判所調停事件数－事件の種類別(令和6年)

種 別	新 受	既 済	未 済
総 数	158,821	157,980	79,431
民 事 調 停 総 数	30,211	29,674	8,381
民 事 一 般 調 停	18,595	18,512	4,107
商 事 調 停	3,997	3,944	1,278
宅 地 建 物 調 停	4,579	4,287	1,952
(地 代 借 賃 増 減)	1,687	1,638	749
農 事 調 停	105	101	45
鉦 害 調 停	0	0	0
交 通 調 停	1,114	1,087	474
害 等 調 停	42	35	17
特 定 調 停	1,779	1,708	508
家 事 調 停 総 数	128,610	128,306	71,050
別 表 第 二 調 停	81,191	80,730	47,446
一 般 調 停	45,036	45,075	22,813
合 意 に 相 当 す る 審 判	2,245	2,358	782

(注) 地代借賃増減調停事件、特定調停事件、別表第二調停事件、(家事)一般調停事件、及び合意に相当する審判事件以外の事件数は、高裁の事件数を含むものである。

2 民事調停事件関係

以下、各表の上部に記載している(高)は高等裁判所を、(地)は地方裁判所を、(簡)は簡易裁判所を指す。

第4表 民事調停新受事件数

		(高・地・簡)	
年	件数	新受件数	指数
平成27年		40,760	100.0
平成28年		39,191	96.2
平成29年		35,939	88.2
平成30年		34,019	83.5
令和元年		32,919	80.8
令和2年		30,723	75.4
令和3年		31,870	78.2
令和4年		34,073	83.6
令和5年		29,612	72.6
令和6年		30,211	74.1

(注) 指数は、平成27年の調停新受件数に対する百分比である。

第5表 民事調停等新受事件数

		(高・地・簡)					
年	区分	第一審訴訟 新受件数 A	督促手続, 起訴前の和解 新受件数 B	民事調停 新受件数 C	A+B+C D	C/D (%)	A/D (%)
平成27年		477,164	239,329	40,760	757,253	5.4	63.0
平成28年		485,635	277,947	39,191	802,773	4.9	60.5
平成29年		493,213	298,841	35,939	827,993	4.3	59.6
平成30年		489,209	331,651	34,019	854,879	4.0	57.2
令和元年		487,643	306,636	32,919	827,198	4.0	59.0
令和2年		450,809	237,247	30,723	718,779	4.3	62.7
令和3年		460,660	232,833	31,870	725,363	4.4	63.5
令和4年		459,729	234,278	34,073	728,080	4.7	63.1
令和5年		519,595	245,498	29,612	794,705	3.7	65.4
令和6年		570,360	258,918	30,211	859,489	3.5	66.4

- (注) 1 「第一審訴訟新受件数」には、少額訴訟の新受件数を含む。
 2 「第一審訴訟新受件数」には、地裁第一審行政訴訟、人事訴訟、高裁第一審訴訟の各新受件数を含まない。

第6表 民事調停新受事件数－事件の種類別

(高・地・簡)

種別 年	総数	一般	商事	宅地建物		農事	鉦害	交通	公害等	特定
				地代借賃						
平成27年	40,760 (100.0%)	23,699 (58.1%)	6,230 (15.3%)	4,439 (10.9%)	885 (2.2%)	192 (0.5%)	0 (0.0%)	3,022 (7.4%)	100 (0.2%)	3,078 (7.6%)
平成28年	39,191 (100.0%)	22,891 (58.4%)	5,903 (15.1%)	4,343 (11.1%)	917 (2.3%)	184 (0.5%)	0 (0.0%)	2,676 (6.8%)	104 (0.3%)	3,090 (7.9%)
平成29年	35,939 (100.0%)	20,797 (57.9%)	5,019 (14.0%)	4,149 (11.5%)	907 (2.5%)	147 (0.4%)	0 (0.0%)	2,349 (6.5%)	84 (0.2%)	3,394 (9.4%)
平成30年	34,019 (100.0%)	19,351 (56.9%)	4,615 (13.6%)	4,198 (12.3%)	1,048 (3.1%)	128 (0.4%)	0 (0.0%)	2,288 (6.7%)	76 (0.2%)	3,363 (9.9%)
令和元年	32,919 (100.0%)	18,395 (55.9%)	4,716 (14.3%)	4,469 (13.6%)	1,258 (3.8%)	158 (0.5%)	0 (0.0%)	2,114 (6.4%)	75 (0.2%)	2,992 (9.1%)
令和2年	30,723 (100.0%)	18,213 (59.3%)	4,014 (13.1%)	3,896 (12.7%)	969 (3.2%)	97 (0.3%)	0 (0.0%)	2,035 (6.6%)	47 (0.2%)	2,421 (7.9%)
令和3年	31,870 (100.0%)	19,612 (61.5%)	4,018 (12.6%)	3,884 (12.2%)	1,161 (3.6%)	109 (0.3%)	0 (0.0%)	1,922 (6.0%)	54 (0.2%)	2,271 (7.1%)
令和4年	34,073 (100.0%)	21,061 (61.8%)	3,822 (11.2%)	4,270 (12.5%)	1,636 (4.8%)	133 (0.4%)	0 (0.0%)	2,158 (6.3%)	41 (0.1%)	2,588 (7.6%)
令和5年	29,612 (100.0%)	18,522 (62.5%)	3,577 (12.1%)	4,109 (13.9%)	1,519 (5.1%)	107 (0.4%)	0 (0.0%)	1,227 (4.1%)	39 (0.1%)	2,031 (6.9%)
令和6年	30,211 (100.0%)	18,595 (61.6%)	3,997 (13.2%)	4,579 (15.2%)	1,687 (5.6%)	105 (0.3%)	0 (0.0%)	1,114 (3.7%)	42 (0.1%)	1,779 (5.9%)

- (注) 1 地代借賃増減調停事件及び特定調停事件には、高裁の事件数を含まない。
 2 各欄の下端は、総数に対する百分比を示したものである。
 3 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第7表 債務の調整に関する調停事件新受事件数

(簡)

種別 年	民事調停 事件総数	債務の調整に関する調停事件			
		うち特定	うち貸金業	うち信販	合計
令和2年	26,390	2,403	1,085	949	4,437 (16.8%)
令和3年	25,477	2,231	1,394	1,055	4,680 (18.4%)
令和4年	25,789	2,569	1,569	1,076	5,214 (20.2%)
令和5年	25,310	2,029	1,985	1,128	5,142 (20.3%)
令和6年	26,278	1,775	2,550	1,326	5,651 (21.5%)

- (注) 1 貸金業関係及び信販関係の新受件数は、一般調停事件及び商事調停事件として申し立てられた件数である。
 2 信販業者を当事者とする貸金債権に関する事件の場合、信販関係と貸金業関係に重ねて計上される場合がある。
 3 合計欄の百分比は、民事調停総新受件数に占める割合である。

第8表 民事調停既済事件数－事件の種類及び終局区分別(令和6年)

(地・簡)

種別	総数		調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
総数	29,639	100.0	7,107	24.0	7,902	26.7	10,758	36.3	3,166	10.7	706	2.4
一般	18,479	100.0	3,801	20.6	4,627	25.0	7,990	43.2	1,623	8.8	438	2.4
商事	3,944	100.0	1,047	26.5	1,017	25.8	1,372	34.8	341	8.6	167	4.2
宅地建物	4,285	100.0	1,536	35.8	1,759	41.1	266	6.2	669	15.6	55	1.3
農事	101	100.0	40	39.6	40	39.6	3	3.0	13	12.9	5	5.0
鉱害	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
交通	1,087	100.0	400	36.8	347	31.9	167	15.4	160	14.7	13	1.2
公害等	35	100.0	11	31.4	19	54.3	0	-	5	14.3	0	-
特定	1,708	100.0	272	15.9	93	5.4	960	56.2	355	20.8	28	1.6

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第9表 民事調停既済事件数－終局区分別

(地・簡)

年	区分 総件数	調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成27年	40,251	13,160	32.7	10,568	26.3	9,664	24.0	5,983	14.9	876	2.2
平成28年	39,624	12,827	32.4	10,686	27.0	9,060	22.9	6,047	15.3	1,004	2.5
平成29年	35,978	11,982	33.3	9,882	27.5	8,415	23.4	4,713	13.1	986	2.7
平成30年	34,101	11,239	33.0	9,404	27.6	8,073	23.7	4,538	13.3	847	2.5
令和元年	32,735	10,608	32.4	9,654	29.5	7,478	22.8	4,185	12.8	810	2.5
令和2年	30,669	8,497	27.7	8,499	27.7	9,168	29.9	3,708	12.1	797	2.6
令和3年	33,041	10,150	30.7	8,690	26.3	10,096	30.6	3,381	10.2	724	2.2
令和4年	34,326	12,047	35.1	8,274	24.1	10,171	29.6	3,197	9.3	637	1.9
令和5年	30,158	8,138	27.0	8,232	27.3	10,069	33.4	3,018	10.0	701	2.3
令和6年	29,639	7,107	24.0	7,902	26.7	10,758	36.3	3,166	10.7	706	2.4

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第10表 民事調停既済事件数－審理期間別

(地・簡)

年	区分 総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
令和2年	30,669	8,373	4,990	4,210	7,005	4,380	1,435	276	4.2
	(100.0%)	(27.3%)	(16.3%)	(13.7%)	(22.8%)	(14.3%)	(4.7%)	(0.9%)	
令和3年	33,041	10,727	5,656	4,517	6,528	3,526	1,717	370	3.9
	(100.0%)	(32.5%)	(17.1%)	(13.7%)	(19.8%)	(10.7%)	(5.2%)	(1.1%)	
令和4年	34,326	12,998	6,001	4,417	6,020	3,122	1,332	436	3.5
	(100.0%)	(37.9%)	(17.5%)	(12.9%)	(17.5%)	(9.1%)	(3.9%)	(1.3%)	
令和5年	30,158	9,804	5,548	4,049	6,099	3,129	1,247	282	3.7
	(100.0%)	(32.5%)	(18.4%)	(13.4%)	(20.2%)	(10.4%)	(4.1%)	(0.9%)	
令和6年	29,639	9,872	5,083	4,326	6,320	2,900	945	193	3.4
	(100.0%)	(33.3%)	(17.1%)	(14.6%)	(21.3%)	(9.8%)	(3.2%)	(0.7%)	
		(33.3%)	(50.5%)	(65.1%)	(86.4%)	(96.2%)	(99.3%)	(100.0%)	

(注) 1 令和2年から令和5年までの欄の下段及び令和6年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 令和6年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第11表 民事調停既済事件数－実施回数別

(地・簡)

区分 年	総数	実施 しない	1回	2回	3回	4又は5回	6～10回	11回 以上	平均実施 回数
令和2年	30,669 (100.0%)	8,487 (27.7%)	8,503 (27.7%)	6,035 (19.7%)	3,099 (10.1%)	2,698 (8.8%)	1,481 (4.8%)	366 (1.2%)	1.9
令和3年	33,041 (100.0%)	9,142 (27.7%)	9,407 (28.5%)	5,968 (18.1%)	3,202 (9.7%)	2,985 (9.0%)	1,885 (5.7%)	452 (1.4%)	2.0
令和4年	34,326 (100.0%)	9,087 (26.5%)	12,200 (35.5%)	5,421 (15.8%)	2,932 (8.5%)	2,634 (7.7%)	1,574 (4.6%)	478 (1.4%)	1.8
令和5年	30,158 (100.0%)	9,390 (31.1%)	8,174 (27.1%)	5,242 (17.4%)	2,722 (9.0%)	2,704 (9.0%)	1,518 (5.0%)	408 (1.4%)	1.8
令和6年	29,639 (100.0%)	10,471 (35.3%)	7,179 (24.2%)	5,290 (17.8%)	2,701 (9.1%)	2,369 (8.0%)	1,258 (4.2%)	371 (1.3%)	1.7
		(35.3%)	(59.5%)	(77.4%)	(86.5%)	(94.5%)	(98.7%)	(100.0%)	

- (注) 1 令和2年から令和5年までの欄の下段及び令和6年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。
 2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。
 3 令和6年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第12表 民事調停既済事件数－事件の種類及び審理期間別(令和6年)

(地・簡)

区分 種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を 超える	平均審理 期間 (月)
総数	29,639 (100.0%)	9,872 (33.3%)	5,083 (17.1%)	4,326 (14.6%)	6,320 (21.3%)	2,900 (9.8%)	945 (3.2%)	193 (0.7%)	3.4
一般	18,479 (100.0%)	8,211 (44.4%)	2,978 (16.1%)	2,087 (11.3%)	3,225 (17.5%)	1,440 (7.8%)	454 (2.5%)	84 (0.5%)	2.9
商事	3,944 (100.0%)	1,081 (27.4%)	847 (21.5%)	827 (21.0%)	649 (16.5%)	297 (7.5%)	171 (4.3%)	72 (1.8%)	3.8
宅地建物	4,285 (100.0%)	344 (8.0%)	680 (15.9%)	683 (15.9%)	1,487 (34.7%)	863 (20.1%)	215 (5.0%)	13 (0.3%)	5.0
農事	101 (100.0%)	8 (7.9%)	14 (13.9%)	20 (19.8%)	28 (27.7%)	25 (24.8%)	6 (5.9%)	0 (0.0%)	5.3
鉦害	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	-
交通	1,087 (100.0%)	159 (14.6%)	147 (13.5%)	160 (14.7%)	319 (29.3%)	199 (18.3%)	79 (7.3%)	24 (2.2%)	5.7
公害等	35 (100.0%)	1 (2.9%)	9 (25.7%)	9 (25.7%)	10 (28.6%)	5 (14.3%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	4.1
特定	1,708 (100.0%)	68 (4.0%)	408 (23.9%)	540 (31.6%)	602 (35.2%)	71 (4.2%)	19 (1.1%)	0 (0.0%)	3.3

- (注) 1 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。
 2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第13表 調停に代わる決定事件数－事件の種類別

(地・簡)

区分 年	総数	一般	商事	宅地建物		農事	鉦害	交通	公害等	特定
					地代借賃					
平成27年	9,664	5,847	1,667	236	28	1	0	128	1	1,784
	129 (1.3%)	63 (1.1%)	14 (0.8%)	19 (8.1%)	8 (28.6%)	0 (0.0%)	-	11 (8.6%)	1 (100.0%)	21 (1.2%)
平成28年	9,060	5,650	1,419	193	40	6	0	110	0	1,682
	159 (1.8%)	86 (1.5%)	17 (1.2%)	25 (13.0%)	18 (45.0%)	1 (16.7%)	-	7 (6.4%)	0	23 (1.4%)
平成29年	8,415	5,477	1,058	170	22	4	0	111	0	1,595
	129 (1.5%)	80 (1.5%)	12 (1.1%)	12 (7.1%)	4 (18.2%)	0 (0.0%)	-	9 (8.1%)	0	16 (1.0%)
平成30年	8,073	5,051	905	171	26	1	0	123	0	1,822
	141 (1.7%)	86 (1.7%)	13 (1.4%)	13 (7.6%)	6 (23.1%)	0 (0.0%)	-	10 (8.1%)	0	19 (1.0%)
令和元年	7,478	4,719	842	227	19	3	0	137	1	1,549
	132 (1.8%)	85 (1.8%)	6 (0.7%)	13 (5.7%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	-	5 (3.6%)	1 (100.0%)	22 (1.4%)
令和2年	9,168	6,199	1,052	273	32	7	0	350	1	1,286
	117 (1.3%)	74 (1.2%)	9 (0.9%)	12 (4.4%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)	-	5 (1.4%)	0	17 (1.3%)
令和3年	10,096	7,148	1,061	288	33	2	0	315	0	1,282
	206 (2.0%)	146 (2.0%)	19 (1.8%)	21 (7.3%)	4 (12.1%)	0 (0.0%)	-	10 (3.2%)	0	10 (0.8%)
令和4年	10,171	7,097	973	288	36	5	0	287	0	1,521
	170 (1.7%)	119 (1.7%)	21 (2.2%)	9 (3.1%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)	-	7 (2.4%)	0	14 (0.9%)
令和5年	10,069	7,486	985	269	28	8	0	223	0	1,098
	180 (1.8%)	137 (1.8%)	19 (1.9%)	13 (4.8%)	3 (10.7%)	1 (12.5%)	-	5 (2.2%)	0	5 (0.5%)
令和6年	10,758	7,990	1,372	266	53	3	0	167	0	960
	187 (1.7%)	136 (1.7%)	10 (0.7%)	18 (6.8%)	4 (7.5%)	0 (0.0%)	-	6 (3.6%)	0	17 (1.8%)

(注) 各欄中段の数字は異議申立件数、下段の数字は異議申立率(%)である。

3 家事調停事件関係

第14表 家事調停事件等新受事件数

(高・家)

区分 年	調 停		審 判		人事訴訟 (第一審)	
	新受件数	指 数	新受件数	指 数	新受件数	指 数
平成27年	140,881	100.0	784,094	100.0	10,338	100.0
平成28年	140,721	99.9	835,721	106.6	10,004	96.8
平成29年	139,352	98.9	863,886	110.2	9,827	95.1
平成30年	135,830	96.4	883,005	112.6	9,272	89.7
令和元年	136,433	96.8	907,803	115.8	9,042	87.5
令和2年	131,019	93.0	926,834	118.2	8,568	82.9
令和3年	132,677	94.2	967,419	123.4	10,094	97.6
令和4年	123,884	87.9	976,089	124.5	8,985	86.9
令和5年	126,354	89.7	1,007,590	128.5	8,830	85.4
令和6年	128,610	91.3	1,042,240	132.9	9,073	87.8

(注) 指数は、平成27年の新受件数に対する百分比である。

第15表 家事調停新受事件数—事件の種類別

(家)

種 別	年	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
総 数		130,936	100.0	132,556	101.2	123,760	94.5	126,185	96.4	128,472	98.1
別表第二調停											
総 数		79,651	100.0	82,600	103.7	77,054	96.7	79,220	99.5	81,191	101.9
夫婦同居・協力扶助		62	100.0	82	132.3	83	133.9	85	137.1	82	132.3
婚姻費用分担		22,648	100.0	22,271	98.3	20,867	92.1	21,574	95.3	21,481	94.8
子の監護に関する処分		34,481	100.0	37,221	107.9	33,261	96.5	33,299	96.6	33,940	98.4
うち 監護者指定		2,244	100.0	2,291	102.1	2,073	92.4	2,034	90.6	2,035	90.7
うち 養育費		17,655	100.0	19,123	108.3	16,912	95.8	17,264	97.8	17,445	98.8
うち 面会交流		12,929	100.0	14,127	109.3	12,876	99.6	12,577	97.3	12,986	100.4
うち 子の引渡し		1,578	100.0	1,610	102.0	1,340	84.9	1,370	86.8	1,428	90.5
財産分与		1,746	100.0	1,833	105.0	1,674	95.9	1,879	107.6	1,939	111.1
親権者指定・変更		5,521	100.0	5,160	93.5	4,394	79.6	4,318	78.2	4,410	79.9
扶 養		448	100.0	478	106.7	451	100.7	484	108.0	475	106.0
遺産分割等		12,757	100.0	13,564	106.3	14,371	112.7	15,750	123.5	17,013	133.4
寄与分を定める処分		524	100.0	584	111.5	590	112.6	546	104.2	570	108.8
特別の寄与に関する処分		298	100.0	243	81.5	273	91.6	255	85.6	247	82.9
請求すべき按割合に関する処分		990	100.0	982	99.2	887	89.6	847	85.6	843	85.2
そ の 他		176	100.0	182	103.4	203	115.3	183	104.0	191	108.5
一 般 調 停											
総 数		48,209	100.0	46,977	97.4	44,132	91.5	44,470	92.2	45,036	93.4
婚姻中の夫婦間の事件		41,037	100.0	39,886	97.2	37,528	91.4	37,674	91.8	38,281	93.3
婚姻外の男女間の事件		142	100.0	206	145.1	157	110.6	191	134.5	142	100.0
離婚等に基づく慰謝料		396	100.0	392	99.0	344	86.9	302	76.3	292	73.7
親 族 間 の 紛 争		1,722	100.0	1,751	101.7	1,761	102.3	1,768	102.7	1,796	104.3
離 縁		1,090	100.0	1,216	111.6	923	84.7	1,067	97.9	937	86.0
そ の 他		3,822	100.0	3,526	92.3	3,419	89.5	3,468	90.7	3,588	93.9
合 意 に 相 当 す る 審 判											
総 数		3,076	100.0	2,979	96.8	2,574	83.7	2,495	81.1	2,245	73.0
協議離婚無効・取消し		391	100.0	339	86.7	282	72.1	322	82.4	336	85.9
認 知		1,377	100.0	1,387	100.7	1,233	89.5	1,189	86.3	964	70.0
嫡 出 否 認		450	100.0	375	83.3	290	64.4	303	67.3	378	84.0
親子関係不存在確認		513	100.0	509	99.2	434	84.6	385	75.0	273	53.2
そ の 他		345	100.0	369	107.0	335	97.1	296	85.8	294	85.2

(注) 指数は、令和2年の当該事件に対する百分比である。

第16表 家事調停既済事件数—終局区分別

(家)

区分 年	総件数	調停成立		調停不成立		合意に相当する審判		調停に代わる審判		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成27年	137,601	73,042	53.1	24,742	18.0	1,899	1.4	3,628	2.6	29,476	21.4	4,814	3.5
平成28年	138,701	73,230	52.8	24,799	17.9	2,059	1.5	4,751	3.4	28,568	20.6	5,294	3.8
平成29年	137,194	72,032	52.5	23,875	17.4	1,933	1.4	5,519	4.0	28,145	20.5	5,690	4.1
平成30年	134,079	69,690	52.0	23,163	17.3	1,830	1.4	6,936	5.2	26,743	19.9	5,717	4.3
令和元年	130,519	66,385	50.9	22,517	17.3	1,796	1.4	8,045	6.2	25,609	19.6	6,167	4.7
令和2年	124,346	59,529	47.9	22,552	18.1	1,528	1.2	9,592	7.7	25,145	20.2	6,000	4.8
令和3年	139,190	65,871	47.3	27,402	19.7	1,693	1.2	12,635	9.1	25,068	18.0	6,521	4.7
令和4年	125,428	58,114	46.3	24,848	19.8	1,436	1.1	12,808	10.2	21,948	17.5	6,274	5.0
令和5年	124,332	56,942	45.8	24,824	20.0	1,276	1.0	13,451	10.8	21,486	17.3	6,353	5.1
令和6年	128,163	58,613	45.7	25,587	20.0	1,178	0.9	14,890	11.6	21,379	16.7	6,516	5.1

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第17表 家事調停既済事件数—事件の種類及び終局区分別(令和6年)

(家)

種別	既済総数	調停成立	調停不成立	取 下 げ	合意に相当する審判	調停に代わる審判	そ の 他
総 数	128,163 (100.0)	58,613 (45.7)	25,587 (20.0)	21,379 (16.7)	1,178 (0.9)	14,890 (11.6)	6,516 (5.1)
別 表	80,730 (100.0)	40,401 (50.0)	11,812 (14.6)	13,886 (17.2)	1 (0.0)	9,709 (12.0)	4,921 (6.1)
夫 婦 同 居 ・ 協 力 扶 助	93 (100.0)	13 (14.0)	41 (44.1)	31 (33.3)	0 (0.0)	3 (3.2)	5 (5.4)
婚 姻 費 用 担 分	21,662 (100.0)	11,409 (52.7)	3,536 (16.3)	4,058 (18.7)	0 (0.0)	1,696 (7.8)	963 (4.4)
子 の 監 護 に 関 する 処 分	34,091 (100.0)	17,501 (51.3)	5,467 (16.0)	5,987 (17.6)	0 (0.0)	2,512 (7.4)	2,624 (7.7)
うち 監護者の指定	2,082 (100.0)	649 (31.2)	563 (27.0)	556 (26.7)	0 (0.0)	55 (2.6)	259 (12.4)
うち 養 育 費	17,557 (100.0)	9,968 (56.8)	2,545 (14.5)	2,312 (13.2)	0 (0.0)	1,676 (9.5)	1,056 (6.0)
うち 面 会 交 流	12,996 (100.0)	6,534 (50.3)	1,994 (15.3)	2,676 (20.6)	0 (0.0)	756 (5.8)	1,036 (8.0)
うち 子 の 引 渡 し	1,418 (100.0)	340 (24.0)	361 (25.5)	425 (30.0)	0 (0.0)	24 (1.7)	268 (18.9)
財 産 分 与	1,888 (100.0)	987 (52.3)	347 (18.4)	349 (18.5)	0 (0.0)	100 (5.3)	105 (5.6)
親 権 者 の 指 定 ・ 変 更	4,371 (100.0)	2,617 (59.9)	367 (8.4)	880 (20.1)	0 (0.0)	279 (6.4)	228 (5.2)
扶 養	500 (100.0)	158 (31.6)	156 (31.2)	140 (28.0)	0 (0.0)	19 (3.8)	27 (5.4)
遺 産 分 割 等	16,216 (100.0)	6,803 (42.0)	1,539 (9.5)	2,149 (13.3)	1 (0.0)	4,848 (29.9)	876 (5.4)
寄 与 分 を 定 め る 処 分	540 (100.0)	223 (41.3)	169 (31.3)	78 (14.4)	0 (0.0)	40 (7.4)	30 (5.6)
特 別 の 寄 与 に 関 する 処 分	310 (100.0)	61 (19.7)	60 (19.4)	142 (45.8)	0 (0.0)	28 (9.0)	19 (6.1)
請 求 す べ き 按 分 割 合 に 関 する 処 分	869 (100.0)	563 (64.8)	78 (9.0)	52 (6.0)	0 (0.0)	152 (17.5)	24 (2.8)
そ の 他	190 (100.0)	66 (34.7)	52 (27.4)	20 (10.5)	0 (0.0)	32 (16.8)	20 (10.5)
一 般 調 停	45,075 (100.0)	18,200 (40.4)	13,280 (29.5)	6,942 (15.4)	5 (0.0)	5,176 (11.5)	1,472 (3.3)
婚 姻 中 の 夫 婦 間 の 事 件	38,406 (100.0)	16,020 (41.7)	10,768 (28.0)	5,509 (14.3)	1 (0.0)	4,866 (12.7)	1,242 (3.2)
婚 姻 外 の 夫 婦 間 の 事 件	142 (100.0)	53 (37.3)	47 (33.1)	33 (23.2)	0 (0.0)	3 (2.1)	6 (4.2)
親 族 間 の 紛 争	1,757 (100.0)	361 (20.5)	803 (45.7)	505 (28.7)	0 (0.0)	16 (0.9)	72 (4.1)
そ の 他	4,770 (100.0)	1,766 (37.0)	1,662 (34.8)	895 (18.8)	4 (0.1)	291 (6.1)	152 (3.2)
合意に相当する審判事件	2,358 (100.0)	12 (0.5)	495 (21.0)	551 (23.4)	1,172 (49.7)	5 (0.2)	123 (5.2)

(注) 1 各欄下段の数字は、当該事件の既済総数に対する百分比である。
2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第18表 調停に代わる審判がされた事件数—事件の種類別

(家)

種別	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	総数		9,592	12,635	12,808	13,451
		1,242	1,393	1,404	1,460	1,510
別表 第 二 調 停	夫婦同居・協力扶助	1	1	1	2	3
	婚姻費用負担	1	0	1	0	1
	子の監護に 関する処分	1,100	1,521	1,439	1,598	1,696
	財産分与	325	343	312	354	349
	親権者の 指定・変更	1,909	2,388	2,585	2,311	2,512
	扶養	500	523	594	605	598
	遺産分割等	66	79	61	73	100
	寄与分を 定める処分	13	19	16	21	26
	特別の寄与に 関する処分	426	385	339	310	279
	請求すべき按 割合に関する処分	24	27	24	20	18
		24	26	27	39	19
		4	7	10	10	5
		3,171	3,893	3,812	4,199	4,848
		254	308	280	254	320
		68	73	48	44	40
	13	10	16	16	22	
	3	4	10	14	28	
	0	1	0	8	0	
	133	160	135	141	152	
	11	6	8	7	8	
一 般 調 停	婚姻中の 夫婦間の事件	2,416	3,731	4,040	4,321	4,866
	婚姻外の 男女間の事件	84	128	126	146	140
	離婚等に基づく 慰謝料	0	2	1	4	3
	親族間の紛争	0	0	0	1	0
	離縁	3	5	5	9	4
		0	1	0	0	1
		18	27	15	17	16
	0	1	1	0	7	
	147	188	184	219	206	
	5	9	4	2	3	

(注) 各欄下段の数字は、当該事件の異議申立件数である。

第19表 家事調停既済事件数－審理期間別

(家)

年	区分	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
令和元年		130,519	10,107	33,773	40,170	32,888	12,142	1,439	6.3
		(100.0%)	(7.7%)	(25.9%)	(30.8%)	(25.2%)	(9.3%)	(1.1%)	
令和2年		124,346	9,121	25,327	35,466	37,422	15,187	1,823	7.2
		(100.0%)	(7.3%)	(20.4%)	(28.5%)	(30.1%)	(12.2%)	(1.5%)	
令和3年		139,190	9,919	30,267	39,543	37,532	19,047	2,882	7.4
		(100.0%)	(7.1%)	(21.7%)	(28.4%)	(27.0%)	(13.7%)	(2.1%)	
令和4年		125,428	9,260	27,294	36,515	34,354	15,229	2,776	7.2
		(100.0%)	(7.4%)	(21.8%)	(29.1%)	(27.4%)	(12.1%)	(2.2%)	
令和5年		124,332	9,414	26,739	36,084	34,218	15,453	2,424	7.2
		(100.0%)	(7.6%)	(21.5%)	(29.0%)	(27.5%)	(12.4%)	(1.9%)	
令和6年		128,163	9,729	27,847	36,856	35,385	15,840	2,506	7.2
		(100.0%)	(7.6%)	(21.7%)	(28.8%)	(27.6%)	(12.4%)	(2.0%)	

(注) 1 欄の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第20表 家事調停事件の平均審理期間(月)

(家)

区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
既済事件	全調停事件	5.3	5.5	5.8	6.0	6.3	7.2	7.4	7.2	7.2	7.2
	別表第二調停	5.7	5.8	6.0	6.4	6.7	7.5	7.7	7.7	7.6	7.6
	別表第二以外の調停	5.0	5.1	5.4	5.6	5.7	6.7	6.8	6.5	6.5	6.5
未済事件	全調停事件	5.1	5.2	5.4	5.6	5.9	6.8	6.6	6.5	6.6	6.5
	別表第二調停	5.6	5.7	5.9	6.2	6.4	7.3	7.0	7.0	7.0	7.0
	別表第二以外の調停	4.2	4.4	4.6	4.7	5.1	5.9	5.6	5.7	5.7	5.7

4 各裁判所調停事件数

第21表 各地方裁判所民事調停事件数(令和6年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	3,893	3,895	1,163
東京	1,008	1,019	394
横浜	134	139	67
さいたま	75	67	20
千葉	77	85	24
水戸	45	49	18
宇都宮	17	23	3
前橋	19	17	11
静岡	58	53	24
甲府	7	7	0
長野	39	35	7
新潟	21	21	13
大阪	493	499	183
京都	88	98	49
神戸	125	125	27
奈良	24	23	8
大津	33	27	9
和歌山	10	9	7
名古屋	200	194	76
古津	25	24	5
岐阜	29	32	6
福井	26	29	4
金沢	12	13	1
富山	15	17	5
広島	72	70	10
山口	23	26	8
岡山	48	47	13
鳥取	1	1	1
松江	5	7	5
福岡	382	377	36
佐賀	39	38	2
長崎	56	52	9
大分	42	40	2
熊本	82	81	17
鹿児島	59	62	15
宮崎	36	35	2
那覇	115	112	8
仙台	103	101	6
福島	30	25	9
山形	14	12	3
盛岡	11	10	3
秋田	13	14	0
青森	10	10	1
札幌	67	69	24
函館	3	3	0
旭川	7	9	1
釧路	17	15	4
高松	26	26	3
徳島	16	12	11
高知	14	14	5
松山	22	22	4

第22表 各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数(令和6年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	26,278	25,744	7,208
東京	4,501	4,397	1,407
横浜	1,086	1,008	421
さいたま	738	688	253
千葉	706	703	243
水戸	349	327	119
宇都宮	229	212	87
前橋	261	276	71
静岡	691	655	238
甲府	130	129	33
長野	459	472	102
新潟	289	295	82
大阪	2,599	2,558	697
京都	558	529	189
神戸	891	883	314
奈良	177	168	58
大津	307	305	52
和歌山	135	142	40
名古屋	2,091	2,073	395
岐阜	312	307	53
福井	518	527	98
金沢	162	172	28
富山	202	176	63
広島	236	237	30
山口	420	434	109
岡山	280	287	78
鳥取	418	397	148
松江	131	135	24
福井	119	112	38
福賀	1,284	1,276	241
佐賀	132	144	17
長崎	217	203	62
大分	468	414	148
熊本	364	388	64
鹿児島	346	347	78
宮崎	303	300	47
那覇	492	486	126
仙台	562	533	180
福島	421	417	73
山形	255	246	41
盛岡	197	213	33
秋田	145	150	16
青森	163	164	45
札幌	759	781	191
函館	60	53	17
旭川	115	114	24
釧路	168	141	60
高松	230	222	69
徳島	248	191	114
高知	118	118	23
松山	236	239	69

第23表 各家庭裁判所家事調停事件数(令和6年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	128,472	128,163	71,041
東京	14,676	15,598	9,688
横浜	8,888	9,127	5,108
さいたま	6,839	6,536	4,250
千葉	6,234	6,223	3,302
水戸	2,646	2,423	1,575
宇都宮	1,900	1,800	1,091
前橋	2,067	2,140	1,070
静岡	3,784	3,517	2,196
甲府	949	826	572
長野	2,057	2,004	1,095
新潟	1,597	1,680	744
大阪	8,968	9,019	5,170
京都	2,671	2,592	1,615
神戸	5,614	5,657	3,243
奈良	1,405	1,342	900
大津	1,576	1,549	855
和歌山	973	986	475
名古屋	7,877	7,811	4,475
古津	1,706	1,765	913
岐阜	1,861	1,956	894
福井	541	567	294
金沢	1,114	1,136	468
富山	895	882	395
広島	3,132	3,128	1,629
山口	1,503	1,445	781
岡山	2,251	2,239	1,137
鳥取	606	548	319
松江	588	532	295
福岡	5,908	5,575	3,439
佐賀	858	891	440
長崎	1,308	1,247	600
大分	1,216	1,252	598
熊本	2,165	2,245	792
鹿児島	1,578	1,683	794
宮崎	1,254	1,239	505
那覇	2,033	1,786	1,312
仙台	2,293	2,255	1,246
福島	1,913	1,984	722
山形	852	902	316
盛岡	1,073	998	504
秋田	696	711	273
青森	987	1,017	409
札幌	3,557	3,626	1,726
函館	381	332	187
旭川	653	608	228
釧路	838	879	331
高松	1,077	1,071	565
徳島	735	763	439
高知	668	672	345
松山	1,511	1,399	721

令和7年5月29日

最高裁事務総局家庭局

令和6年度調停委員協議会机上配布資料（統計資料）につ

いてのお詫びと訂正

令和6年5月30日に開催した調停委員協議会の机上配布資料のうち、令和5年度調停事件統計資料第19表の総数部分において、下記のとおり、数値に誤りがございました。

昨年度、同協議会に御出席いただいた皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしました。ここに深くお詫びし、訂正させていただきます。

記

【誤】

第19表 家事調停既済事件数－審理期間別

(家)

年	区分	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
平成30年		130,519	10,788	36,048	41,911	33,020	11,046	1,266	6.0
		(100.0%)	(8.3%)	(27.6%)	(32.1%)	(25.3%)	(8.5%)	(1.0%)	
令和元年		124,346	10,107	33,773	40,170	32,888	12,142	1,439	6.3
		(100.0%)	(8.1%)	(27.2%)	(32.3%)	(26.4%)	(9.8%)	(1.2%)	
令和2年		139,190	9,121	25,327	35,466	37,422	15,187	1,823	7.2
		(100.0%)	(6.6%)	(18.2%)	(25.5%)	(26.9%)	(10.9%)	(1.3%)	
令和3年		125,428	9,919	30,267	39,543	37,532	19,047	2,882	7.4
		(100.0%)	(7.9%)	(24.1%)	(31.5%)	(29.9%)	(15.2%)	(2.3%)	
令和4年		124,332	9,260	27,294	36,515	34,354	15,229	2,776	7.2
		(100.0%)	(7.4%)	(22.0%)	(29.4%)	(27.6%)	(12.2%)	(2.2%)	
令和5年		124,332	9,414	26,739	36,084	34,218	15,453	2,424	7.2
		(100.0%)	(7.6%)	(21.5%)	(29.0%)	(27.5%)	(12.4%)	(1.9%)	

(注) 1 欄の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

【正】

第19表 家事調停既済事件数—審理期間別

(家)

年	区分	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
平成30年		134,079	10,788	36,048	41,911	33,020	11,046	1,266	6.0
		(100.0%)	(8.0%)	(26.9%)	(31.3%)	(24.6%)	(8.2%)	(0.9%)	
令和元年		130,519	10,107	33,773	40,170	32,888	12,142	1,439	6.3
		(100.0%)	(7.7%)	(25.9%)	(30.8%)	(25.2%)	(9.3%)	(1.1%)	
令和2年		124,346	9,121	25,327	35,466	37,422	15,187	1,823	7.2
		(100.0%)	(7.3%)	(20.4%)	(28.5%)	(30.1%)	(12.2%)	(1.5%)	
令和3年		139,190	9,919	30,267	39,543	37,532	19,047	2,882	7.4
		(100.0%)	(7.1%)	(21.7%)	(28.4%)	(27.0%)	(13.7%)	(2.1%)	
令和4年		125,428	9,260	27,294	36,515	34,354	15,229	2,776	7.2
		(100.0%)	(7.4%)	(21.8%)	(29.1%)	(27.4%)	(12.1%)	(2.2%)	
令和5年		124,332	9,414	26,739	36,084	34,218	15,453	2,424	7.2
		(100.0%)	(7.6%)	(21.5%)	(29.0%)	(27.5%)	(12.4%)	(1.9%)	

(注) 1 欄の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とまらない場合がある。

以上

最高裁家二第 599 号

令和 7 年 7 月 7 日

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第二課長

最高裁判所事務総局家庭局第二課長

令和 7 年度調停委員協議会の協議結果要旨について（送付）

5 月 29 日に開催した標記の協議会の協議結果要旨を別添のとおり送付します。同協議会の議論については、秋に各高裁で実施が予定されている調停運営協議会において、更に議論を深めていただきたいと考えています。

つきましては、本協議結果要旨を、調停委員を含む民事、家事調停を担当する職員に周知していただくほか、今後の各庁における調停充実の取組並びに協議会（本年度調停運営協議会を含む。）及び研修の企画を検討する際等の参考として、適宜活用していただきますようよろしくお取り計らいください。

なお、本協議結果要旨については、courtsポータルにも掲載しています。

【機密性2】

令和7年度調停委員協議会協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

最高裁判所事務総局家庭局

民事調停関係

第1 民事調停におけるウェブ会議の利用状況並びにウェブ会議の活用を踏まえた民事調停の質及び利便性向上に向けた工夫等

民事調停におけるウェブ会議は、令和6年7月までに全国の簡易裁判所において運用が開始された。これを踏まえ、本協議会では、民事調停におけるウェブ会議の利用状況、メリット・懸念事項、効果的な活用の場面や工夫例等について議論がされた。その概要は、以下のとおりである。

1 ウェブ会議の実施状況、調停委員としての感想、当事者の受け止め、ウェブ会議を利用する際の懸念事項等

[実施状況、調停委員としての感想及び当事者の受け止め]

- ・ ウェブ会議の実施状況は、昨年11月頃までは数件程度だったが、昨年12月以降は20件近くまで増加しており、増加傾向は今後も続くのではないかと考えている。家裁では先行してウェブ会議が始まっていたため、家裁兼務の調停委員には一定程度の経験があり、大半がウェブ会議に違和感はない一方で、簡裁のみの調停委員は全く経験がない、あるいは数件程度の経験しかなく、操作に不安を感じる者もいる。また、パソコンの画面が小さく、外部スピーカーがついていないことから、相手の表情や感情、細かなニュアンスや意向が確認しづらいといった感想もあった。
- ・ 当庁では昨年の6月からウェブ会議を開始し、約90回のウェブ会議を行っている。
- ・ ウェブ会議の件数は増えてきており、約3割の事件で利用されている。調停委員からは、ウェブ会議の運用開始前から開始直後の間は不安の声も聞かれたが、裁判所でのウェブ会議に関する研修を受講したことで、現在ではウェブ会議にも慣れて、特別なものという

受け止めはなくなった。

- ・ 管内の簡裁11庁中6庁でウェブ会議を実施している。実施していない庁では、ウェブ会議を行う体制が整ってはいるが当事者から要望がないため実施していない。ウェブ会議を実施した感想は、特に遠方の当事者等からの需要があると感じる。
- ・ 当庁ではまだ活発に利用されている状況ではない。ウェブ会議を行った感想としては、画面に代理人ばかりが映り、当事者の顔が見えなかった事案では、当事者の表情や仕草が確認できず、当事者がどう感じているのかが把握しづらいと感じた。対面の調停手続では、直接の対話を通じて相互理解を深めてきたが、ウェブ会議ではまだ手探り状態である。

[ウェブ会議を利用する際の懸念事項等]

- ・ 通信環境について、音声や映像が途切れる不具合があった。本来は期日前に接続テストをすべきであり、今後は接続テストを確実に行っていきたい。裁判所と調停委員の間で、年3回の意見交換を行っており、ウェブ会議の利用の仕方やトラブルの原因等に関する情報交換を行っている。
- ・ 現在は代理人がついている事件のみでウェブ会議を行っているが、今後当事者にもウェブ会議が広がった場合に、録音や録画がされないかを懸念している。また、多くの簡裁ではパソコンが1台しか整備されていないため、ウェブ会議の件数が増えても対応できないことがあるのではないかと危惧している。

2 ウェブ会議の効果的な活用場面並びに民事調停の質及び利便性向上に向けた工夫例等

[効果的な活用場面]

- ・ 代理人弁護士の仕事からウェブ会議を行うことが大半だったが、

遠方の当事者本人が自宅からウェブ会議に参加することもあった。他の調停委員からは、当事者同士が顔を合わせることを不安に思っている事案や暴力沙汰になることが懸念される事案ではウェブ会議は非常に有効ではないかという意見もあった。

- ・ 弁護士事務所から接続することが大半だが、当事者本人が遠方に所在する事案や安全確保に配慮を要する事案等で活用した例もある。調停手続の身近な紛争解決手続としての意義も考えると、当事者等が遠方に所在しており、交通費等により費用倒れになることが懸念される事案では、ウェブ会議は非常に効果的である。また、当事者が非常に感情的になっている事案や直接顔を合わせたくないという希望がある事案でも、ウェブ会議の活用が効果的である。
- ・ 調停では、相手方住所地の裁判所に申立てをし、調停期日の際には当該裁判所に出頭する必要があることを理由に、当事者が調停という手段を選択しないことがある。そういった観点から、双方当事者や双方代理人がそれぞれ遠方の事案では、ウェブ会議の利便性を感じた。

[工夫例]

- ・ 画面越しだと当事者と視線が合わず、意思の疎通が取りにくく、また細かいニュアンスが伝わりづらかったため、カメラの位置や画角、調停委員の座る位置を変えて、視線が合うよう工夫した。
- ・ 代理人弁護士がウェブ会議に慣れておらず、調停委員から「ロビーで待機をしてください。」とお願いしても接続を切ってしまうことがあったため、今は「調停委員の方で操作をするので、接続はそのまま維持しておいてください。」と説明している。また、ウェブ会議についての弁護士の認知が低いと感じたため、裁判官及び調停委員をしている弁護士等において、ウェブ会議の周知活動をしている。

調停委員も高齢化しており、ウェブ会議に慣れておらず、発言が少なくなる者もいるため、年に2回程度、ウェブ会議におけるスキルの向上等の教育を行う必要があると感じる。当事者がウェブ会議を利用したときに、まだ過渡期だと思われるのではなく、ウェブ会議を使おうと思ってもらえるようにすることが大事なのではないか。

- ウェブ会議の場合は事前に書記官が電話で当事者とやりとりをすることもあると思うが、書記官がその時に得た当事者の人柄等の情報を調停委員に共有してくれたことがある。こうした情報は、調停委員が当事者と円滑にコミュニケーションをとる一助となるため、書記官との情報共有は有益である。

[その他]

- ウェブ会議用の機器について、二人の調停委員が一つのパソコンの画面を見る形でウェブ会議を実施すると、相手の表情が見づらいため、大きなディスプレイが整備されることが望ましい。
- 画面が小さく、見づらいため、モニターを大きくした方がよいと感じる一方で、調停室や机の大きさを考えると、手元のスペースが狭く感じる面もある。

(裁判官参列員のコメント)

ウェブ会議の実施状況は月に五、六十件であり、4月は85件実施した。期日が入りづらい時期でも、ウェブ会議であれば期日が入ることもあり、ウェブ会議によって期日調整が効率的に行えるというメリットを感じている。また、第三者による関与や録音が懸念されるような事案はなかった。ウェブ会議では、当事者の出頭の負担を減らすことができるとともに、待ち時間も有効に活用でき、調停委員会側としても、当事者の交代の際に待合室に呼びに行く手間も省ける。

(書記官参列員のコメント)

当庁では、昨年5月のウェブ会議の開始から190件程度、月平均で20件前後ウェブ会議を実施している。時期によって件数が変化することはなく、ウェブ会議に適した事案の件数の多寡によって実施件数が変化した。弁護士などの代理人がついている事案から運用を開始し、現時点におけるウェブ会議の割合は、正確に数値を取っているわけではないが、1割に満たない感覚である。当事者本人の事案でもウェブ会議を実施しており、ウェブ会議の前にチェック表を利用しながら、本人であること、接続場所及び同席者の有無を確認し、非公開の手続であることを説明して了解を取るというフローを採っており、現時点で問題があったケースはない。接続状況に問題があったため、急遽電話会議に切り替えたケースは、一、二度あった。現在は、当事者本人がウェブ会議を行って問題があった事例を集積し、検討していく時期に入ってきているのではないかと感じる。ウェブ会議を利用した調停委員からは、争点整理の手続の場面ではウェブ会議は利用しやすいが、説得・調整の場面では対面の方が望ましいとの声も聞かれるため、どのような場合にウェブ会議を使った方がよいのかについても、検討する必要がある。

第2 民事調停の利用を促進する広報活動

民事調停の利用件数は近年減少傾向が続いており、民事調停が今後も多くの国民に利用される手続であり続けるためには、民事調停の運営改善だけでなく、民事調停の魅力を積極的に発信することも不可欠であると考えられる。このような観点から、本協議会では、民事調停の利用を促進する広報活動について、各庁の実情や工夫例を共有するとともに、限られた資源の中で、効果的に広報効果を上げるためのアイデアや工夫等について議論された。その概要は、以下のとおりである。

- 各庁における広報活動の取組状況や実情等並びに民事調停の利用を促進する広報活動を実施するために効果的と考えられる取組や工夫例及び広報活動の種類や対象別の留意点等

[メディアを利用しない広報活動]

- ・ 今年は、市民に対して年1回、行政に対して5回、説明会を実施した。市民に対する説明会では、従前から指摘されていることではあるが、一般的な手続相談を超えて、個別の紛争について相談されることがある。行政に対する説明会については、ある自治体に声をかけても、反応がよくないため、調停委員側も的確な機関や団体にアプローチをしているのかを検討する必要がある。別の自治体では、家事と民事を隔年で開催しているが、終了時間になっても質問が続くこともあり、潜在的な需要があると感じた。また、弁護士に民事調停が紛争解決に使えると思ってもらうことも重要である。調停に時間をかけても調停不成立で終わってしまうのであれば、最初から訴訟を選択しようとする弁護士もいるが、弁護士が積極的に調停で解決しようとするようになれば、民事訴訟から調停に事件が流れてくるのではないか。立証が難しい案件等に調停を使ってもらえるとよいと思う。
- ・ 調停手続相談については最高裁の委嘱のものに加えて、従来から簡裁単位の調停協会が主体となって、管内の自治体の委託を受けて、定期的に調停手続相談を行っている。調停手続相談に訪れる市民の数が少なく、相談員として関わっている調停委員からは、広報活動として実効性には疑問があるとの感想が聞かれた。行政機関の相談担当者向けの民事調停制度説明会に力を入れており、裁判所と調停協会の共催で、年1回開催している。裁判所で実施し、警察署と自治体の相談窓口の担当者に参加してもらい、簡裁の裁判官による制

度説明や模擬調停を実施している。模擬調停は独自のシナリオを作成し、裁判官と調停委員が役を実演している。模擬調停後に、質疑応答と調停室の見学をして、参加者に対してアンケートを行ったところ、調停の実情が分かったとの感想が聞かれた。他にも、労働局の職員を対象とする見学会を開催しており、裁判所において、調停についての講義、調停室の見学並びに裁判官及び調停委員との座談会を行った。また、民生委員・児童委員の方を対象とする研修の中に出前説明会を組み込み、七、八十人に対して説明を行った。調停委員による調停制度の説明、日調連のホームページに掲載されている過去行われた模擬調停の動画の視聴、質疑応答を行い、参加者からの評判は非常に良かった。

- ・ 調停協会と弁護士会の間で意見交換会を実施しており、調停委員をしている弁護士や調停事件の代理人をしている弁護士で、それぞれの立場から、調停成立に向けたよりよい方法について、ざっくばらんな形で発表し合った。最高裁から委嘱されている調停手続相談を年に1回実施していることとは別に、自主的に調停手続相談を年に4か所で実施している。
- ・ 調停協会と自治体で共催して、セミナーを年2回、調停相談会を年6回実施している。セミナーでは、第1部で、書記官に調停制度の一般的な手続とメリットについて話してもらい、第2部で、弁護士調停委員がテーマを決めて講義している。市民にも参加してもらい、去年は交通事故、今年是不動産賃貸借に関する解説を内容としたセミナーを行った。セミナーでは、日調連のホームページに誘導する紙をティッシュに入れて配布している。調停相談会も実施しているが、他庁と同様に個別紛争についての相談がされることもある。
- ・ 一般市民向けの相談会よりも、行政窓口担当者向けの相談会の方

が、広報の効果があると感じる。最高裁からの委嘱事業では、まずは一般市民向けの相談会を行うという制度になっているが、今後は行政窓口担当者向けの相談会を中心とする方向にシフトしていけないか。調停制度を理解してもらうためには、裁判所から制度についての説明を受けてもらい、模擬調停を見てもらい、庁舎見学をしてもらうことを通じて、裁判所を身近に感じてもらう必要がある。こういった活動を継続的に行うことで、より広報の効果が出ると考えている。

- ・ 調停手続相談事業について、通りすがりの人にも立ち寄ってもらえるようなイベント性を持たせた事業を検討している。具体的は、10月に交通量が多い地下街の空間で調停を題材とした落語の動画や裁判所の調停動画を視聴できるスペースを設けて、その横で相談会をやれないかと検討している。
- ・ 調停官において調停に関わっていない弁護士に対して調停手続の説明等を行う機会を作ったり、司法修習生を調停期日に同席させ、事後評議の後に調停官や調停委員に対する質疑応答の機会を作ったことがある。

[メディアを利用した広報活動]

- ・ 調停手続相談事業のポスターについて、自治体から、ポスターを貼る場所がないため、自治体のホームページに掲載することができるデジタルポスターが欲しいという要望があったため、検討していただきたい。他の調停協会がどのような広報活動を行っており、どのような成果が出ているのを知りたいため、他の調停協会とリモートで意見交換したいと考えている。
- ・ 自治体と共催という形で行っている調停手続相談では、チラシを自治体の役所に置いてもらったり、市民便りに掲載してもらったり、

自治体のXでイベント情報を発信してもらったりしている。

- 法律相談がウェブでできるため、その前段階の手續の相談であれば、わざわざ調停手續相談に来てもらわなくても自宅からウェブ会議で実施できるとよいのではないか。
- 落語家と民事調停を題材とした動画を作成して、現在は調停協会のホームページに掲載しており、家事調停に関する新作の落語も検討している。また、調停を題材とした漫画の作成にも着手している。調停委員が作成した4コマ漫画であるが、漫画であれば若者にも親しみやすく、相談会でも配布しようと考えている。SNSでアップしてもらえば、より多くの人に拡散できると考えている。
- 調停協会として、世界的に大手のオンラインサービス会社のアカウントを持ち、会員へのデータのメール送信、同サービスで提供されているデータ保存サービスを利用した資料配布、ブログ作成に活用している。ブログに調停手續相談の記事を掲載しているが、天候悪化によって行事が急遽中止になった旨を参加予定者に通知するのにブログを活用できた。調停協会のポスターにブログのリンク先を掲載し、ブログの認知度を広める活動もしている。また、同サービスで提供されているアプリを活用して、調停協会の総会のオンライン投票にも利用している。アカウントの管理については、専用パソコンを使用して、二段階認証を導入している。
- 地域FMで調停制度の特集を組んでもらったことがある。
- 以前は放送局出身の調停委員がいたため、一般市民向けの広報に協力してもらったこともあったが、その調停委員が辞めた後はその広報活動を続けることができない。ウェブサイトを充実させても、そもそも閲覧してもらえないと意味がない。民事局や家庭局の動画の更なる充実を期待している。

(裁判官参列員のコメント)

民事調停の広報は費用対効果という観点から広報が響く人を対象にすることが大切であって、具体的には何らかのトラブルを抱えている人又はそのような人から相談を受ける人を対象にして広報活動を行うと効果が高い。裁判所に来る人は何らかのトラブルを抱えている方が多く、少なくとも裁判制度に関心を持っている方が多いため、最高裁と作成した広報動画についてもポスターを作成して、そこに広報動画のリンクを表示して、庁舎内にそのポスターを掲示したり、消費生活センター等を訪問して広報を行うことを検討している。また、年に1回、弁護士に対し、民事調停の制度説明を行っている。

(書記官参列員のコメント)

裁判所の窓口に来た人にアンケートを実施したところ、弁護士会、司法書士会に加えて各種相談機関で調停手続を知り、利用した人が多いという実情が分かったため、上記各種相談機関を対象に、年間6回から8回程度広報活動を実施している。各種相談機関とは、労働局、行政評価局、消費生活センター、法テラスなどである。広報活動の内容は、裁判所において、職員による講義、庁舎見学を実施した後、座談会等に調停委員も参加して、生の声を届けている。当庁では東京簡裁が作成した動画に遷移する二次元コードを記載したチラシを作成しているが、この見学会に来ていただいた方にもこのチラシを配布している。なお、裁判所の窓口で実施したアンケートの分析からは、どこにも相談せずに調停申立てをした方が3割程度いるということも分かっているため、一般市民向けの広報の方法も検討する必要があると考えている。今後、動画のリンク先を記載したチラシを、法廷に団体傍聴に来られた一般の方にも配布する方向で検討している。

家事調停関係

第1 期日間隔短縮に向けた取組の更なる推進と調停委員が果たすべき役割

各家裁において、コロナ禍以降、調停運営改善の取組が進められている。その中でも、特に期日間隔短縮に向けた取組について昨年度から力を入れており、調停委員協議会や、調停運営協議会においても、各庁の具体的な取組、工夫例等が共有された。

もっとも、家事調停事件の期日間隔については、コロナ禍以降に全国的に大幅に長期化し、いまだコロナ禍以前の水準にまで回復しておらず、このような調停期日間隔の長期化傾向は、事件解決までの審理期間の長期化につながっているのはもちろん、当事者間の話合いの機運の維持・向上といった観点からも問題であるとして、裁判所外部からも厳しい指摘があり、家事調停制度や家裁の紛争解決機能に対する国民の信頼を揺るがしかねない状況にある。今後、令和8年5月までに改正家族法が施行されると、新しい手続等が導入され、一定の事件数の増加も見込まれるところ、このような改正法の趣旨・内容に沿った適切な調停運営を行っていくためにも、期日間隔の短縮は、今年度中に早期に成果を出す必要のある喫緊の課題といえる。

そこで、今年度の調停委員協議会においても、期日間隔短縮に向けて、実効的な取組を継続するための工夫例や、課題解決のための具体的方策等について、協議がされた。その概要は、以下のとおりである（第1については、各家裁単位でどのような取組が行われているかを還元する趣旨から、発言した協議員の所属裁判所を「A家裁」などと表記している。）。

- 1 各庁において実践している期日間隔短縮の具体的な取組及び調停委員が主体的に実践すべき事案・手続段階

(A家裁)

- ・ 事件件数は全般的に増加傾向にある中で未済は減少している。また、平均審理期間・期日間隔も短縮している。特別な取組をしているという意識はないが、具体的な取組を紹介する。
 - ① 第1回期日指定は事件受理から1か月以内に行う、調停委員への新件依頼は電子メールで行う、調停室の稼働状況もデータで管理するなど、書記官室において効率的な運用をしている。
 - ② 次回期日について、従前は、1か月先を目処に指定していたが、現在は、3週間先を目途に指定するようにルールを定めた。もっとも、事案によっては、1、2週間先に指定するものもあれば、遺産分割など数か月では終わらない事案は次々回期日を指定することとし、1か月程の間隔で期日を指定する、養育費・婚姻費用調停事件は2回での終了を目指すなどメリハリをつけている。裁判官とも認識を共有している。
 - ③ 弁護士などが裁判所に出頭できない場合は、一時的に電話会議・ウェブ会議へ切り替えている。
 - ④ 次回期日が2か月後になる場合は、その理由・事情を調停委員から裁判官・書記官に説明することになっている。
- ・ 裁判官との評議も段々と充実したものになっており、審理全体がスピードアップしていると感じている。職種間の連携についても、調査官の臨時の期日立会いも含めて、調査官室と調停委員との連携が良好であると感じている。

(B家裁)

- ・ 期日指定に関して、以下のような取組を行っている。
 - ① 次回期日は、5週間以内に指定している。5週間を超える場合には、裁判官にその理由を説明し、了承をもらい、チェックシートや

経過メモに理由を記載している。

- ② 次回期日調整の際に、当事者に次回期日で行う内容を伝え、認識を共有している。書面の提出期限を、期日の10日～1週間前と設定している。書面の提出期限について、裁判官・書記官と意見交換したところ、期限を守っていないケースも散見されるという意見があった。そのため、調停委員において、当事者に、書面提出期限を念押しした上、「当事者用記入メモ」に、その日の期日の結果、次回期日までの準備事項、提出書面等を記入してもらい期日を終えるようにしており、書記官にも、準備事項や提出期限等を経過メモ等で伝えている。
 - ③ 期日は、基本的に午前、午後各1枠とし、成立事案や、経過報告が中心となる事案において午後2枠目を利用している。
 - ④ 遺産分割など紛争が長期化する事案は、2期日指定をするようにしている。
- ・ 3年程前から、毎月1回1時間程度、調停委員・裁判官・調査官・書記官計15名程が参加して「調停充実委員会」を開催している。協議内容としては、調停運営の改善、期日間隔短縮に向けた方策について意見交換を行い、本庁・支部・出張所の調停委員に結果をペーパーで還元している。
 - ・ 特定の調停委員が事件を多く抱えているため、次回期日までの期日間隔が長期化する傾向がある。そのため、書記官室において調停委員の件数の調整を行っている。
 - ・ これらの成果により期日間隔は短縮傾向にある。昨年4月～9月までと同年10月～本年3月までの平均期日間隔を比較したところ、7日程度の短縮が図られた。

(C家裁)

- ・ 調停委員の認識について、月1回の期日を原則とし、書記官から個別の声掛けをしたり、裁判所から調停委員に対して「調停回覧板」を月1回発行したりすることで、情報共有が図られた。また、次回期日表の書式を改定し、期日間隔を短くする取組を行っている。
- ・ 2期日指定にも取り組んでいる。
- ・ 期日を指定しやすくするために調停室を2部屋増やした。ウェブ会議用の機器をよく使用するため、他の係から借用しているが、さらなる機器の充実が望まれる。
- ・ 期日を効果的に行うため、事前評議の強化を図っている。
- ・ 代理人の書面提出期限を短くするため、記載してもらいたい内容を具体的に指示する取組をしている。
- ・ 調停官担当事件の期日は週1回であり、次回期日の調整が困難となることもあるため、裁判官の担当曜日に柔軟に振り替えるという取組をし、期日間隔が長くなりすぎないようにしている。
- ・ 遺産分割は、調停委員も知識を蓄えなければ対応できないため、初心者用の調停委員研修を行うほか、中級者用のツールを新規作成し、遺産分割事件を担当できる調停委員の裾野を広げている。

(D家裁)

- ・ 基本的に午後2枠制は定着しつつある。午後1枠目は1時15分から、午後2枠目は3時又は3時半からとしている。以前は、午後2枠目には成立見込みの案件だけを指定していたが、ここ1年くらいは、第1回期日も午後2枠目に指定するようになっている。物理的に枠が増えたことで、期日が円滑に指定できていると思う。
- ・ 午後2枠制を設けたことで、午後1枠目の期日が延長したときに、午後2枠目の期日の調停室の調整が必要になるというあい路がある。
- ・ 調停委員控室に、当日の期日表とともに、次回期日用の調停室の空

き状況も掲示している。これにより、2か月先頃までの調停室の状況が分かるため、調停委員が事前に空き状況を把握できるようになり、スムーズに次回期日の調整ができています。

- ・ 次回期日までの書面提出期限を定め、当事者に守ってもらうようにしっかりと伝えている。期限までに提出されない場合は、書記官から電話をかけて提出を促し、期日の空転を防いでいる。代理人が就いていない事案の場合、当事者に対し、期日終了時に、次回期日の予定、準備事項、書面提出の必要がある場合の提出期限を定型メモに記載して渡している。

(E家裁)

- ・ 2期日指定を原則化している。調停委員が主体的に実践すべき事項という観点から、2期日指定をする理由を代理人弁護士・当事者に説明して理解してもらうことが必要だと考える。裁判所の運用というだけでは当事者に納得してもらえない。相調停委員と調停の進め方について打ち合わせをして、例えば、婚姻費用と離婚調停が同時進行している場合には、次回は婚姻費用を集中的に話すことにすることで、提出資料も少なくでき、短い期間で次回期日を入れることができ、財産分与などの込み入った話になる場合は、少し時間を空けて次々回に協議するなど、調停の進行を話し合っている。
- ・ 午後2枠制を原則化しているが、午後1枠目の期日が延びた場合に備え、午後2枠目に指定する期日数を制限して、調停室に余裕を持たせた状態で運営している。
- ・ ウェブ会議用パソコンの台数が限られているので、代理人弁護士からウェブ会議利用の希望を受けても、ウェブ会議を実施できる部屋に限りがあり、ウェブ会議での期日調整が容易でない場面もある。その場合は、次回期日について電話会議が利用可能であれば、電話会議に

切り替えるなどして対応している。

- ・ 書面について、提出まで求める必要があるかという見極めが必要である。裁判官との中間評議により、書面提出を求めるか、次回期日に口頭で主張だけ求めるのかを検討している。主張だけを求める場合であれば、2週間程度で次回期日を指定することも可能となり、期日間隔短縮につながっていると思う。

(F 家裁)

- ・ 2期日指定は行っているが、ウェブ会議用の機器の台数に限りがあるため、2期日指定をすると他の事件でウェブ会議が利用できなくなり、期日調整が難航する。また、どの事件でウェブ会議を実施するかについても調整が必要となる。

(G 家裁)

- ・ 代理人が就いている事案を多く担当しているが、書面提出の対応方法として、次回期日までに準備する書面について、事案ごとに準備に何日ぐらいかかるかを確認し、当事者との打合せにかかる時間・金融機関等に問い合わせる時間等も確認し、代理人の理解を得て、準備期間を共有している。また、提出期限に関しても、裁判所側の確認にかかる時間について代理人と共有を図っている。双方に代理人が就いている場合は、両代理人のみ同席して、準備事項に関する協議を行い、どちらが何を準備するか等も協議して理解を得ており、そうすると順調に準備がなされる。これによって、裁判所側も余裕をもって事前確認ができる。

- ・ 双方代理人が就いている事案は、出頭期日を同時刻にして、期日の始めに、その日の期日の進行を協議し、当事者本人も出席している場合には、どちらからどれくらいの時間話を聞く予定かを明確にした上で、調停を進めている。その日の時間割を最初に決め、調停委員と代

理人との間で共有して期日を進める工夫をしている。

(H家裁)

- ・ 午後2枠目を積極的に活用するため、裁判所から対象となる事案の方針が示されている。具体的には、成立見込み、不成立見込み、論点が相当絞られており時間が短くても期日を開くメリットのある事件、双方代理人が就いていて同席が可能な事案、論点整理が可能な事案において、午後2枠目を積極的に活用するよう方針が示されているので、調停委員も積極的に活用しようという姿勢になっている。
- ・ 続行期日は5週間以内に指定することを厳格に行っている。5週間を超える事件について、主に当事者と日程が合わないこと、遺産分割等準備に時間がかかることの2点が理由に挙げられるが、この場合に、午後2枠制を利用する、逆に短い間隔で次回期日を指定するといった進行ができないかを、チェックするシートが作られている。
- ・ 準備事項の提出期限・課題を当事者に明確に示した上で、円滑な調停ができるよう工夫している。

(裁判官参列員のコメント)

- ・ 期日間隔の短縮について、次回期日が2か月先になった場合、調停委員としての経験年数が浅いときは長いと感じても、経験年数が長くなるとこんなものかと思ひ感覚が麻痺してくる。しかし、利用者のニーズを考えて、調停期日間隔を短縮しなければならないという認識を持つ必要がある。そのための取組も広がっていると感じた。
- ・ 裁判所全体で早期の期日指定を目指すなど様々な取組をしている中で、なかなか期日間隔を短縮できない理由の一つとして、当事者の準備の期間が挙げられていた。調停を充実させるためには、期日間に当事者に準備をしてもらう必要があるが、この準備時間を確保しながら、どう期日間隔を短縮するかというところが、一つの悩みどころだ

と感じた。その中で、書面の提出が必要か、期日において口頭で主張してもらっただけで足りるか、書面提出を求めるとしてもどの点についてどういう書面を求めるのかを明確にすると、期日間隔の短縮につながるのではないかと思う。

- ・ 当事者の準備事項について、当事者の納得が得られないときは、評議を活用してほしい。当事者に求める準備事項の内容や審理の計画・方針などを決めて進めていくことができるので、評議の充実も大切だと思う。
- ・ 当事者や調停委員の予定と期日が合わないという問題についても、どこの庁でも調停日以外の日期に期日を指定するなど柔軟な対応も心がけていると思うため、裁判官との評議や、書記官室への相談をしてほしい。例えば、当庁では、最近、「きょうだい係」という制度を試行している。月水が調停開廷日の裁判官と火木が調停開廷日の裁判官とが「きょうだい係」となり、調停開廷日に期日の予定が合わないときは、評議できょうだい係の調停開廷日に次回期日を指定し、できるだけ早く次回期日を指定する取組をしている。

(書記官参列員のコメント)

- ・ 期日と期日の間に、電話等を含め当事者と接するのは書記官である。特に子どもと離れて暮らしている親にとっては、一日千秋の思いで、子どもと関わりたいという思いがある中で、次回期日が2か月先となる期日が3回程あると、半年があっという間に経ってしまう。半年の間で子どもはどんどん成長する中で、我々が感じている半年と、子どもと離れている親が感じている半年の重みが違うということは、期日間で切々と訴える当事者と接する書記官としては、理解できる部分もあると感じる。
- ・ その観点から、調停の進行は調停委員会の権限ではあるが、期日間

隔を短縮する取組の中で、書記官としては、当事者のニーズに沿って、なるべく短い間隔で期日を入れたいという思いがあるので、調停委員も含めた職種間でこの思いは共有すべきであると感じている。

- ・ 次回期日の調整について、ピンポイントでこの日しか指定できないと伝えられると、なぜそこにならざるを得なかったのか理由が書記官には分からないので代替案を提案しにくい。そのため、是非書記官の力を借りたいという観点から、この辺りで指定したいという相談もしてもらえたら、裁判官も含めて職種間で連携して、期日間の短縮に少しでも前進できるような取組につながるのではないかと考えているので、このような視点から書記官を活用してほしい。

2 期日間隔短縮に向けた取組を実践することに対する調停委員の受け止め。また、調停委員として、定着・進展が困難な取組の有無及びその要因

3と併せて進行した。

3 2の要因に対応するための具体的方策及び既に実践している場合はその状況

(A家裁)

- ・ 以前は次回期日を調整する際に漫然と行っていたが、今は、メリハリある期日調整をすることができている。調停委員に対する動機付けという点から、いくつも研修が行われているが、その中で裁判官から統計データが示されたり、なぜ期日間隔短縮が重要なのかなどの説明がされたりしている。これらが調停委員の動機付けの大きな要因になっていると思う。
- ・ しかし、研修は全員が参加できるわけではなく、経験年数が浅い調停委員もいるので、そういった委員に対するフォローが必要だと思う。

(I家裁)

- ・ 期日間隔の長期化への対応について、他庁で使用されているチェックリストを参考に、できる限り5週間以内に次回期日を指定するという取組を行っている。これに関して、裁判所において、取組前後の第2回期日以降の期日間隔がどれくらい縮まったかという検証をした。2回目以降の期日が1か月以内に入ったものは、取組前は20パーセントだったが、取組後は31パーセントになった。次回期日が6週間を超えたものは、取組前は44パーセントであったが、取組後は34パーセントに減った。全体的に期日間隔が実際も短縮しているという結果が出た。
- ・ 取組の結果を可視化し、研修の時や掲示板で調停委員にも共有してもらうことで、調停委員も、意識を持って取り組むことができた。取組が功を奏していることを示してもらうことで、効果が上がると思う。
- ・ 期日間隔短縮の必要性の認識をさらに深めるために、お子さんとの面会ができないというようなエピソードを聞くと、確かにその通りだと思うので、そういったことを折に触れて、書記官なり、調査官から話をしてもらうのは非常に有効であると思う。

(J 家裁)

- ・ 裁判官と本協議会に向けて事前打合せをした際に、改正家族法施行により事件数の増加が見込まれるので、期日間隔短縮に向けて努力をしないと、将来的に難しくなるという話を、統計的な理由を含めて聞いた。統計的な情報も調停委員は言われないと分からないので、目標をきちんと決めて議論しないと、抽象的に短ければ短いほど良いというような大雑把な議論になってしまう。打合せを経て、短縮の必要性を認識した。

(K 家裁)

- ・ 調停委員の意識の改革が必要だと思う。なぜ、調停期日を短縮しな

ければならないのかということ、調停委員が改めて自覚する必要があると思う。ベテランになればなるほど2か月でもいいやと思ってしまふという先ほどの言葉に対して、私も含め反省するところがあると思う。

- ・ 特に期日間隔短縮について、取組をしていく方向にあるが、当庁は、具体的な数値目標がなかった。しかし、本日の他庁の話聞いて、具体的な数値目標を立てた上で、例えば、2期日指定をできるときにするというのではなく、2期日指定を原則とし、例外的に次回期日が伸びてしまったり、次々回期日を指定しないほうが良かったりする場合には、こういう理由があるから例外的に対応するなど、原則と例外をきちんと使い分けて各調停委員が意識をしっかりと持つことが大切だと思った。

(L家裁)

- ・ 書記官から書面で平均期日間隔についての情報共有がある。昨年2月20日から5月19日までの平均が43.6日だったが、5月20日から8月19日までの平均が34.5日になったというような効果の検証をして、情報共有をしてもらったことで、調停委員の中で意識を高めていこうという機運が高まった。
- ・ 2期日指定については、調査官調査が必要な場合、次回までに2か月ぐらい必要なときがあるので、その間にもう1期日設けて、その期日で婚姻費用等を話し合うという取組を行っている。
- ・ 調停委員の組合せについて、困難事件を扱うような調停委員は、結構決まっている。暴力等の主張がある事件については、同じような組合せでやることになるため、どうしてもそういう調停委員は多くの事件を担当していて、期日が入りにくいということがある。そのため、そういう調停委員と最近採用された調停委員とを組み合わせるとい

う取組を裁判所に先日お願いした。

(裁判官参列員のコメント)

- ・ 先ほど期日間隔短縮の必要性について、利用者のニーズという点を述べたが、それに加え、来年施行される改正家族法対策という点もある。事件増が一定数見込まれる上、共同親権か、単独親権かというような、これまであまり聴取・検討する必要が無かった部分も検討しなければならない制度が新しくできる等、調整も難しくなってくるように思う。それがあまりスムーズに行かない場合、事件数が増加し、結局調停委員の担当件数も多数となり、次定期日が入りにくいという状態も起こりうる。これにより期日が機能しなくなってしまうという心配もあるかと思う。
- ・ いくつかの庁から、裁判所からの通信などにより頑張った結果の報告をもらって励みになったというようなことが挙がっていたが、当庁でも、数か月に1回「調停だより」で結果報告している。今日、話を聞いて、やはり結果の還元が調停委員のモチベーション向上につながっていると実感した。まだ結果報告を受けていない庁においては、裁判所に取組の結果を教えてほしいと伝え、その中で還元も進んでいくと思うので、書記官や裁判官と話をしていただきたい。

(書記官参列員のコメント)

- ・ 期日間隔短縮の必要性の疑問があるという話があったが、それを聞いて、逆に、なぜ1か月空けるのかという発想の転換で、これまで書記官も含めてどう考えて期日を指定していたのだろうかと感じた。
- ・ 5週間ルールなどを設け、それを超えた場合には、理由をアンケートに書くという取組をしているという紹介があったが、理由を書かなければならないから5週間以内に指定しなければならないという点が期日間隔を短くすることのモチベーションになるというのは、残念

なことと感じる。職種間において、なぜこの事件はこれだけ期日間隔をあけなければならないのかという思いを共有するということから、自然発生的に落ち着くべきところに落ち着くというようところが理想だと思う。そのために書記官として何ができるか考えさせられた。

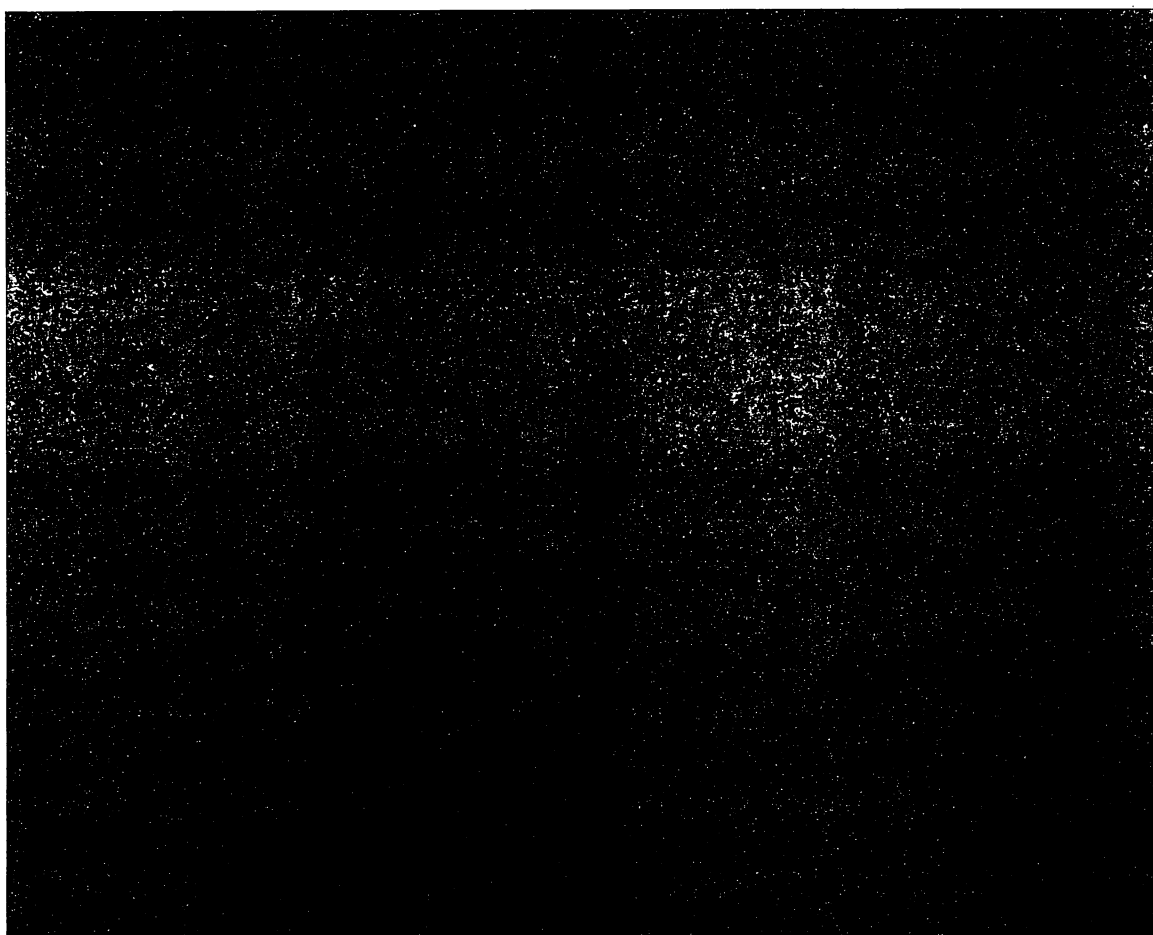
(調査官参列員のコメント)

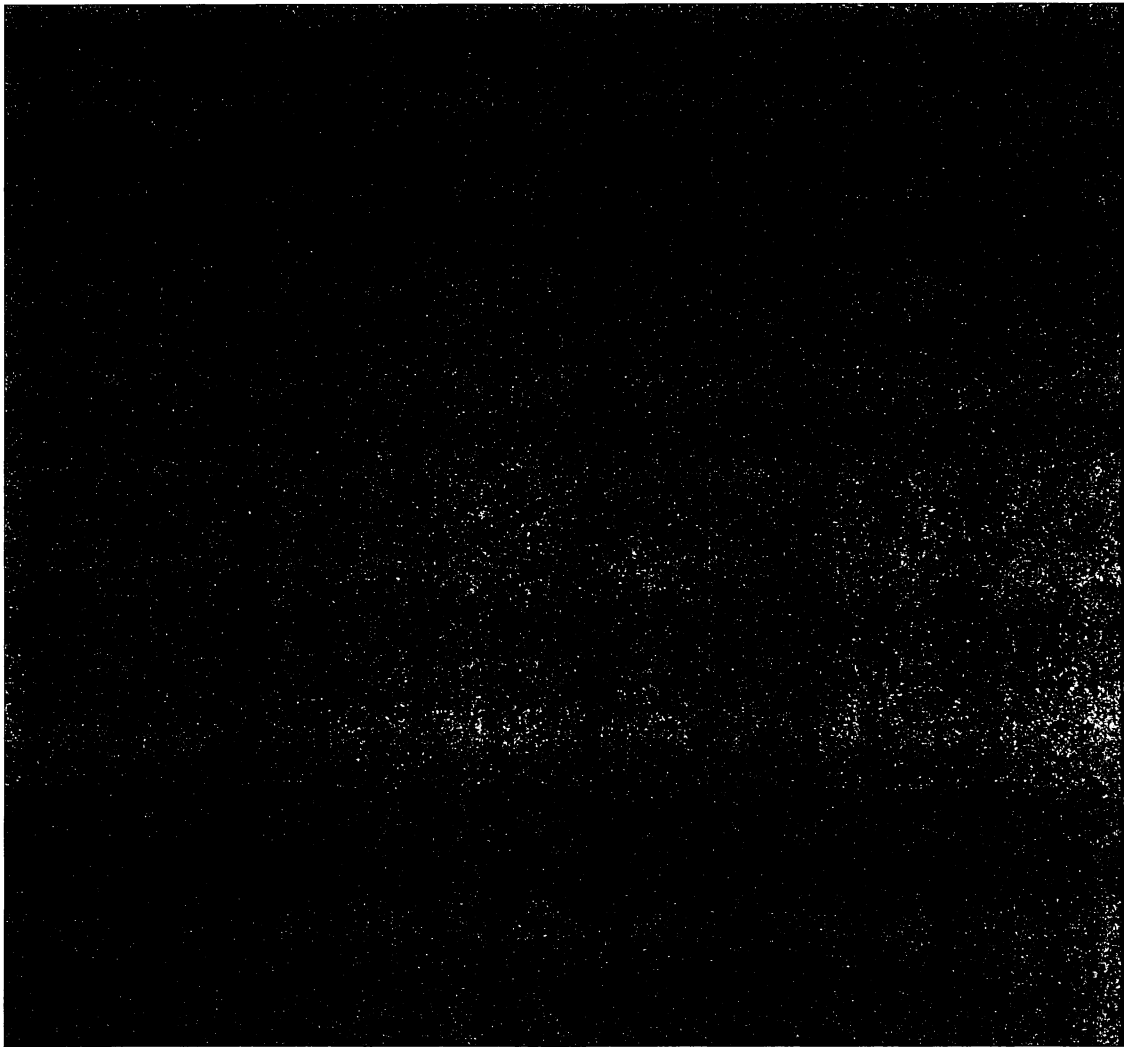
- ・ 調停を運営するチームの一員として、調査官としても期日間隔の長期化は重い課題だと思っている。
- ・ 親子交流（面会交流）についても、利用者からすれば、申立てをしてから年単位で解決に時間がかかる。その背景に、1か月に1回しか期日が入らないという問題があり、その間に子どもはどんどん成長しているという焦りがある。調査官としても、是非工夫をして解決して行きたいと思っている。
- ・ 調査の観点から、調停委員会と密な連携をすることで、例えば、調査が必要な事案については、早めの段階で焦点化した調査をしっかりと行う、調停委員会としっかり調査の内容を確認・共有する、また、当事者とも何のために調査をして、それをどう生かしていくのかを共有することが非常に大事だと思う。これらの取組をしっかりとやっていきたい。
- ・ 調査結果等については、次の調停期日に調停委員としっかりと共有して進めている。この点、調停委員が報告書を読んでいない、そもそも調査官の報告書提出が遅い等の問題があった場合、期日が空転することにもなりかねない。このようなことが生じないように、調査官としても早めに調停委員に報告書を確認してもらえるようにし、次の期日前にしっかりと共有して、当事者への働き掛けができるように工夫をしていきたい。

第2 改正家族法施行前の調停運営において留意すべき事項及び施行に向けた準備の在り方

令和8年5月までに施行される「民法等の一部を改正する法律」(改正家族法)により、離婚後に父母双方を親権者とすることを可能とする共同親権制度の導入や親子交流の試行的実施が整備され、家事調停の手續、審理運営の在り方にも大きな影響が生じることとなった。そして、改正家族法の施行を控えた現時点においても、当事者から施行を見据えた各種問合せ又は要望等を受けることにより、既に調停運営に少なからず影響が生じているものと考えられる。そこで、現状の調停運営への影響及び施行後の対応についてのイメージを共有し、対応策等について協議がされた。その概要は、以下のとおりである。

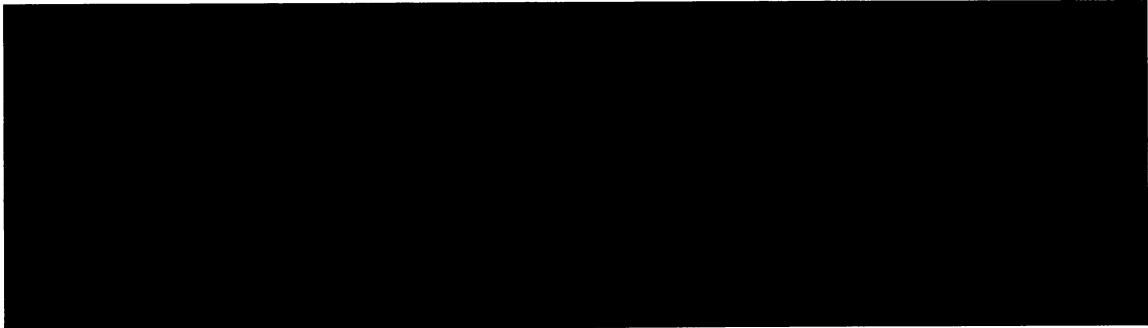
1 改正家族法施行前に、調停運営に生じている影響



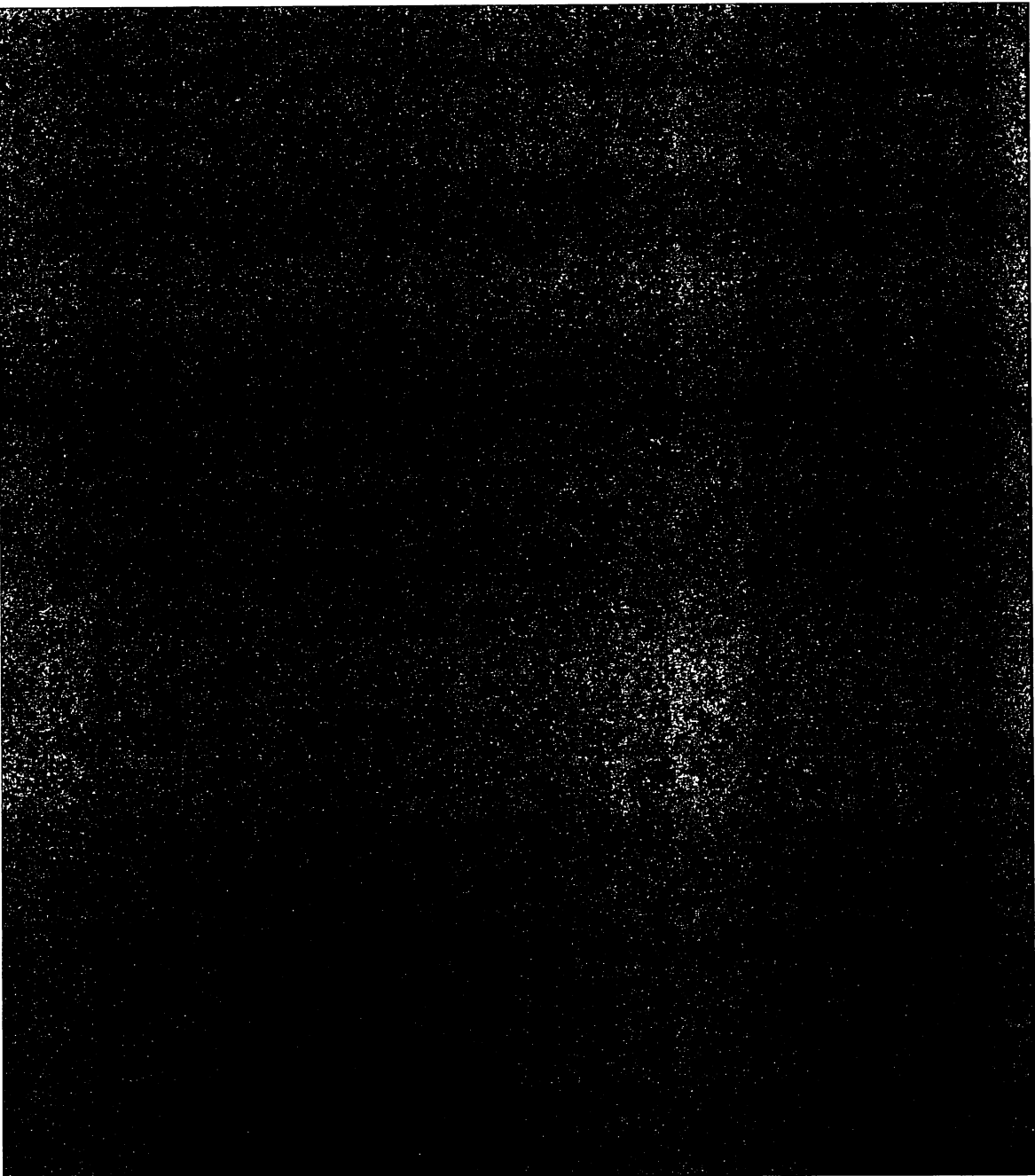


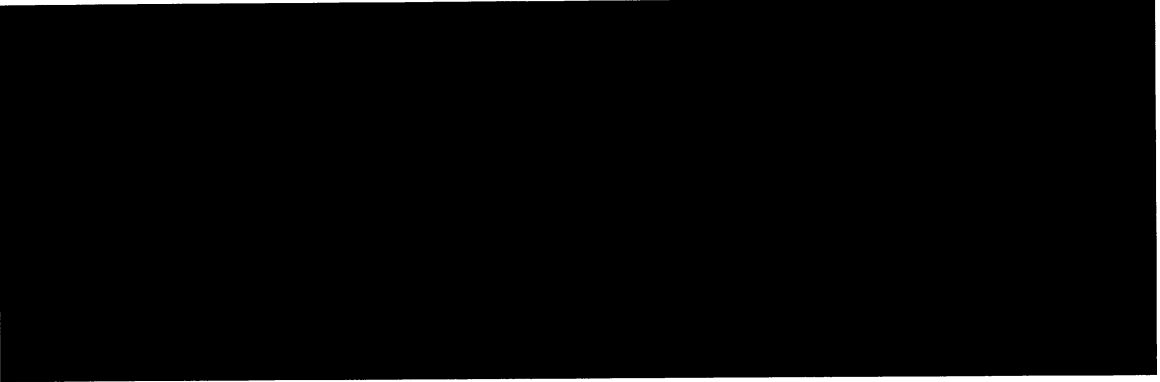
(裁判官参列員のコメント)



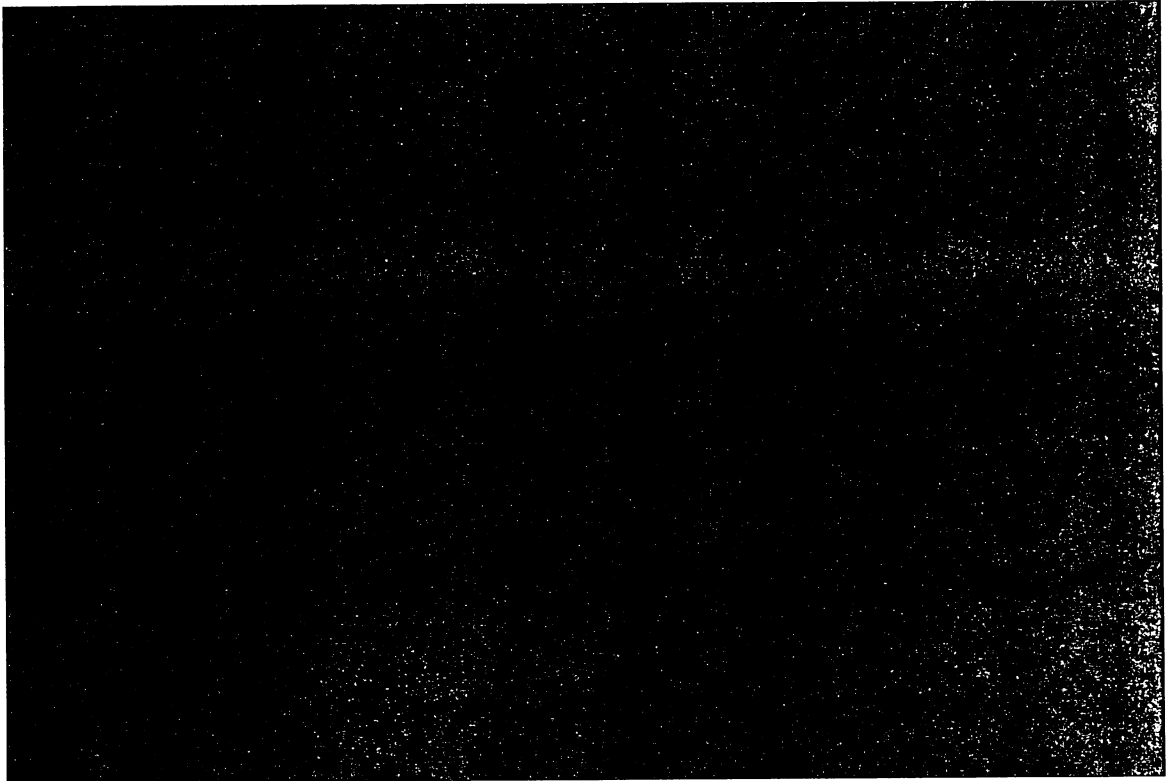


2 1に適切に対応するための職種間の情報共有の在り方

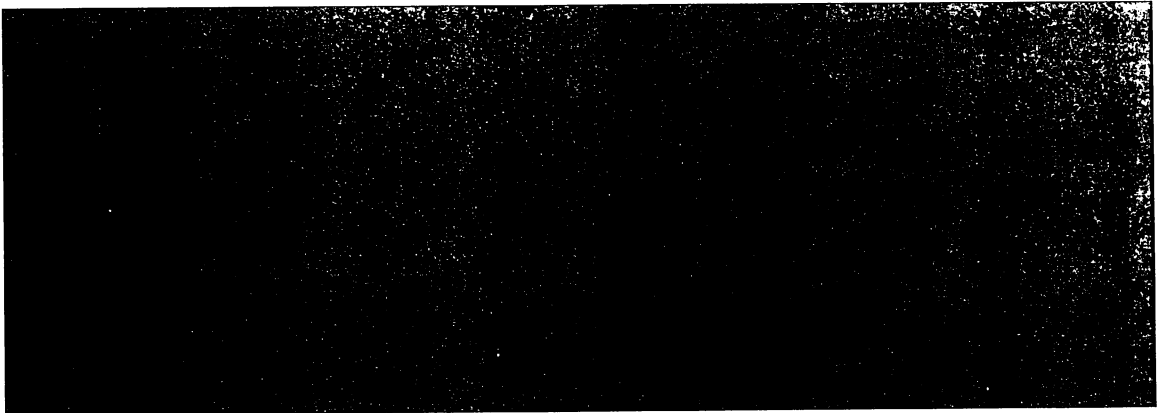




(裁判官参列員のコメント)

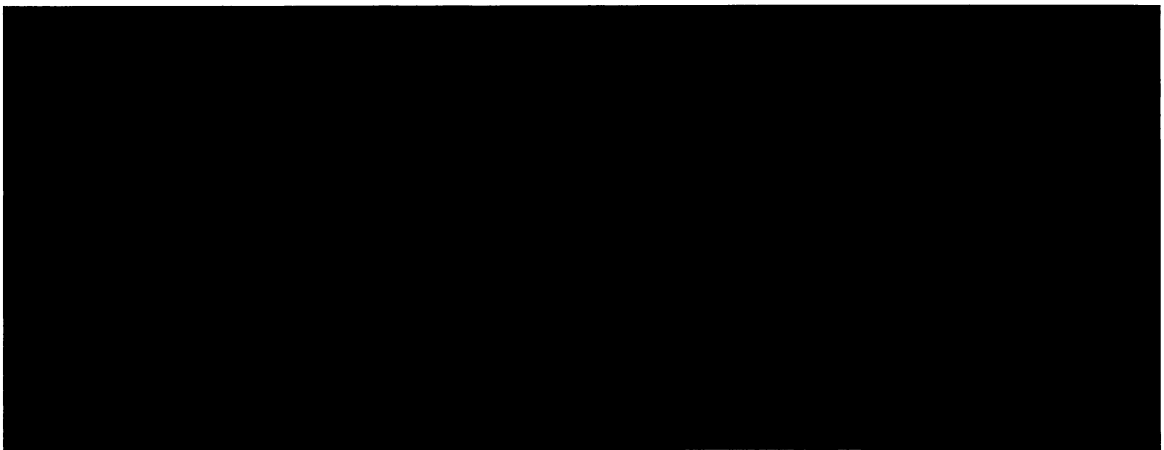


(書記官参列員のコメント)





(調査官参列員のコメント)



3 改正家族法の理解を促進するための方策

- ・ 昨年12月に離婚後共同親権に造詣の深い大学教授の方をお招きし、支部も含め全体で講演会を開催した。その講演会には、本庁の裁判官も出席した。同講演会ではパネルディスカッションも行い、調停委員の研鑽になったと思われる。また、改正家族法解説動画を視聴することが推奨されており、家裁内において4回にわたって動画の上映会を実施し、視聴後に感想や質問を提出し、それらについての回答を自主研究会で行うということをしている。
- ・ 調停協会の研修委員会では、昨年度大学の教授や弁護士により離婚後共同親権に関する講演をしていただいた。調停委員においても、D

Vに関する知見が余りないところ、特に、附帯決議で、DVあるいは被害者心理の理解を始めとする適切な知見の習得を、とされていることもあり、DV事件に関連した形で講義を実施した。今年度は、自主勉協会の中で、5回、裁判官が講師となり、離婚後共同親権を中心に改正家族法の講義を実施した。

- ・ 改正家族法解説動画については、裁判所内のパソコンを使用して7月の初旬を目途に全調停委員が視聴することを目標としていた。しかし、パソコンの台数に限りがあり、最終的には自宅でも視聴することが可能となった。動画に関しては、現実的な事例を題材にドラマ仕立てにしたものなどの作成も検討いただけるとありがたい。また、動画に関するアンケートを実施し、その結果を参考に、7月中旬から離婚後共同親権をテーマとした研修を3回実施する予定である。
- ・ 令和7年度は9回ほど自主研修を予定しており、5月と6月に改正家族法解説動画を観ることとなっている。しかし、1度ではなかなか理解を深めることが難しいため、日調連のホームページで繰り返し観てもらおうよう案内している。また、裁判所主催の年3回の研究会については、管内をウェブでつなぎ、全員を対象とした改正家族法に関する研修となるため、そこで学んでいきたいと思っている。
- ・ 改正家族法解説動画を調停委員全員が視聴し、それを踏まえて部総括裁判官や調査官、書記官を交えて質疑応答をし、視点の異なる様々な質問が出たが、それを裁判所が取りまとめてくれた。また、裁判所職員と調停委員の6人1グループとした合計6グループによる座談会を開催し、裁判所側には部総括、裁判官、調査官、書記官がおり、改正家族法及び期日間隔短縮化についての議論をした。この内容についても裁判所において取りまとめをし、これを踏まえ7月に1回、秋ごろに3回改正家族法施行に向けての研修を実施していく予定であ

る。

- ・ 研修は3月及び今月、家裁本庁では調停協会主催で、裁判官からの講義形式による勉強会があった。また、6月に3回ほど改正家族法解説動画の上映会を準備している。動画の内容は非常に分かりやすいので、繰り返し視聴することで、制度の枠組みを理解することができ、単独親権か共同親権かの二者択一の制度ではないことが理解できた。ただ一方で、色々な選択肢がある中で、これをどのように実際の調停で進めていくのか、評価基準はどうなるのか等かえって暗澹たる思いとなったようにも思う。

(裁判官参列員のコメント)

- ・ 問題は、基本的な理解を踏まえて、どのように調停で運用して行くのかというところだと思うが、それについては大規模庁においても色々な研修教材を作成している途中である。各家裁においても、独自に色々考え、複数回研修を実施しているものと聞いている。研修には必ず参加し、そこで具体的にどのようにして調停を進めたらいいのかをイメージをしながら、自分が調停を進めるとしたらどのようにするかという感覚で研修に参加してもらえればと思う。そして、研修の後、調停委員の方々による意見交換、職員への質疑応答をとおして、自己研鑽にも務めていただく必要がある。また、家裁に対する要望があれば、遠慮なく、各家裁に対して申し入れて欲しい。それを踏まえて、大規模庁においても必要があれば検討していく。

(書記官参列員のコメント)

- ・ 書記官の中核的役割として、代表的なものに、情報のキーステーション、あるいは車のハブみたいなことを言われることがある。当事者、調停委員、裁判官及び調査官、これらの要として情報が集まるという点が、書記官の中核的役割であり、調停委員の方が疑問に思ってい

ることがあれば、具体的な事件の進行となると調停委員会の判断にはなるが、一般的な知識付与の面に関する悩みであれば、書記官が全て答えられるわけではないが、書記官にご相談いただくということを今後ともお願いしたいと思っている。

(調査官参列員のコメント)

- ・ 今後、夫婦関係調整事件や親子交流事件を題材とした研修等の中で具体的に調停委員がどのように動き、対応していくか、また、調査官としてもどのような役割を担っていくかというところを共有して、来るべき時期に備えたいと思う。